

LIBRA

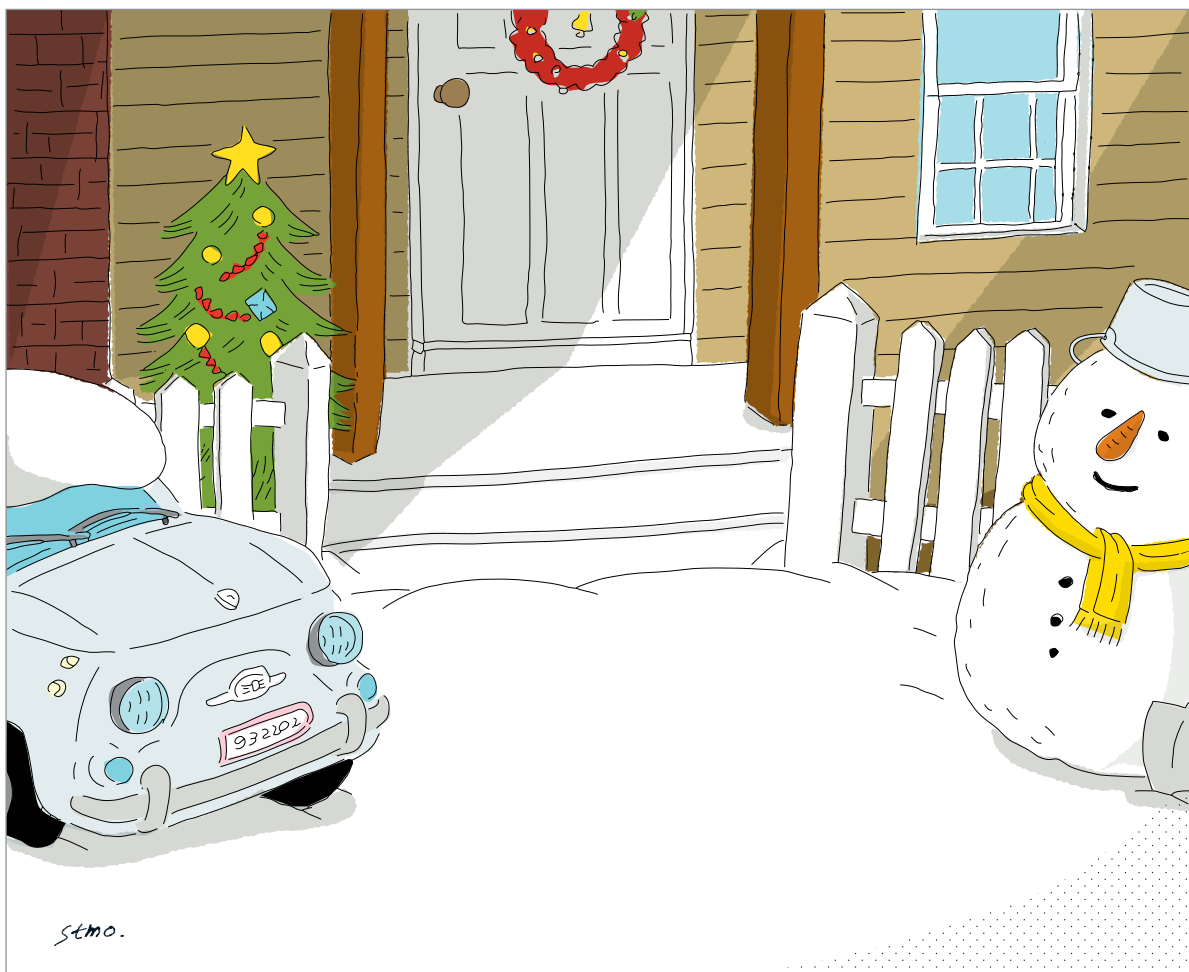
2015年 12月号

〈特集〉

「法律家のための税法」を読むための 税法の基礎知識

〈インタビュー〉

経済学者・同志社大学大学院教授 浜 矩子さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2015年12月号

2015年 LIBRA 特集一覧

- 1月号 公益通報者保護法の課題と通報制度におけるノウハウ
- 2月号 押さえておきたい知的財産法—著作権を中心に—
- 3月号 中小企業法律支援センターの活動
- 4月号 勤務弁護士の実情
- 5月号 東京高裁書記官に訊く—民事部・刑事部編—
- 6月号 東京弁護士会マネジメント会議報告座談会
- 7月号 弁護士業務妨害対策特別委員会の活動
- 8月号 東京・北千住・渋谷・多摩パブリック事務所奮闘記
- 9月号 座談会 続・司法記者は語る
- 10月号 「戦争」を忘れない—恒久平和と憲法の使命を考える—
- 11月号 いまさら聞けない東弁会費のA to Z
- 12月号 「法律家のための税法」を読むための税法の基礎知識

特集

02 「法律家のための税法」を読むための
税法の基礎知識

- 総論：所得税、法人税、相続・贈与税の体系と基本的な考え方……原口昌之
- 各論1：所得税の基礎知識……戸田智彦
- 各論2：法人税の基礎知識……柴田和敏
- 各論3：相続税・贈与税の基礎知識……浅野卓郎

インタビュー

22 経済学者・同志社大学大学院教授 浜 矩子さん

ニュース&トピックス

28 公開学習会「離婚における子どものケア～元子どもと臨床の立場から～」

新連載

33 あっせん人列伝：第1回 吉岡桂輔会員

連載等

30 常議員会報告(2015年度 臨時／第7回)

32 弁護士業務に役立つ本

『弁護士の周辺学 実務のための税務・会計・登記・戸籍の基礎知識』 加藤新太郎

34 今、憲法問題を語る

第53回 会内討議資料「憲法9条の解釈に関する報告書」

～武力によらない安全保障の可能性と現実性 伊井和彦

35 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第12回 ILO駐日事務所でのインターンシップに参加して 大和加代子

36 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第75回 「坂本弁護士一家慰霊の旅」に参加して 木村裕史

38 刑弁でGO!

第64回 東京三会共同企画「模擬評議」・研修「模擬評議から検証する弁護戦略」
須崎友里・徳永裕文

40 via moderna

第60回 行政機関内弁護士に聞く 海老原佐江子／聞き手：小寺悠介

42 わたしの修習時代：自由闊達の修習時代 36期 安田隆彦

43 67期リレーエッセイ：2015年を振り返る 太田垣佳樹

44 心に残る映画：『映画きかんしゃトーマス 勇者とソドー島の怪物』 神永矩誠

45 会長声明

46 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

54 インフォメーション

「法律家のための税法」を読むための 税法の基礎知識

東京弁護士会税務特別委員会では、「法律家のための税法」（通称「赤本」）を刊行し、その版を重ね、現在では[民法編]と[会社法編]の分冊となっている。同書籍は、弁護士に求められる税法ないし税務の知識を、民法や会社法の条文に沿って整理しているものであるところ、かかる書籍の体裁から、必ずしも税法自体の基礎知識について十分な記述がなされている訳ではない。

本特集では、「法律家のための税法」を読むにあたり役立つと思われる税法の基礎知識について、実務上特に重要な所得税、法人税及び相続・贈与税を中心に解説する*。
(税務特別委員会)

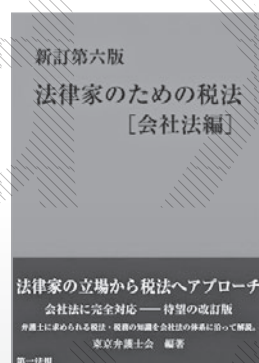
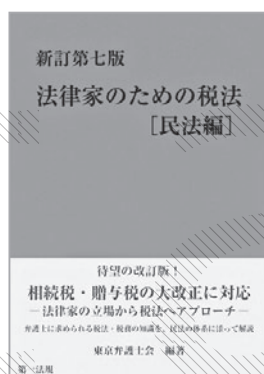
CONTENTS

総論：所得税、法人税、相続・贈与税の体系と基本的な考え方

各論 1：所得税の基礎知識

各論 2：法人税の基礎知識

各論 3：相続税・贈与税の基礎知識



*ここでは基本的な考え方について理解のし易さに重点をおいて解説するので、細かな規定や例外など捨象している点、及び、さまざまな説明方法があると思われるが、筆者において理解し易いのではないかと考える説明を行うものである点にご留意いただきたい。租税の体系的な理解のためには、金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）の総論部分をお読みいただくことをお勧めする。

1 包括的所得概念と所得税，法人税， 相続・贈与税の課税対象

現行税法では，所得税は個人の所得に対し，法人税は法人の所得に対し課される租税であり，また，相続税は相続等（相続・遺贈・死因贈与等）により取得した財産*1に，贈与税は贈与により取得した財産に課される租税である*2。

このようにこれら各租税の課税対象は異なるのであるが，後述のように所得の範囲を広くとらえると，これら各租税の課税対象が交錯する場面が生じる。そして，この交錯する場面を理解することが現行税法の体系や基本原則の理解に資すると考えられるところ，このような交錯の典型的な場面の一つとして贈与がある。そこで，本稿では贈与に関する課税関係を手掛かりに，所得税，法人税及び相続・贈与税の基本的な考え方や税法的思考方法について見ていきたい。

財物を贈与した場合の課税関係について，「法律家のための税法」では*3，贈与者と受贈者の主体がそれぞれ個人であるか法人であるかにより，概ね【表】のように整理して記述されている。ケースにより課される租税の種類が異なり，また，贈与者に対して課税される場合とされない場合があるなど，難解な印象を受ける。

このような課税関係は，所得の捉え方に由来して

【表】財物を贈与した場合の課税関係

主体	贈与者	受贈者
個人→個人	—	贈与税（相税1条の4）
個人→法人	所得税（譲渡所得） （所税59条1項1号）	法人税（法税22条2項）
法人→個人	法人税（法税22条2項）	所得税（一時所得，給与所得など）（所税34条1項・28条1項など）
法人→法人	法人税（法税22条2項）	法人税（法税22条2項）

いるといえる。すなわち，前述のように，所得税及び法人税は，それぞれ個人及び法人の所得に対して課される租税である。そして，ここでいう所得は広くその者の担税力*4を増加させる経済的利得をすべて含むと解されている。すなわち，個人や法人がどのような形であれ経済的利得を得た場合には，基本的に所得税や法人税の課税の対象になるとされている。このような考え方を包括的所得概念といい，利子，配当，地代，利潤，給与等反復的・継続的に生じる利得に限らず，一時的，偶発的，恩恵的な利得も所得に含まれる。これに対し反復的・継続的な利得のみを所得と考える立場を制限的所得概念という*5。

まず，【表】の受贈者側（表の右側）について考察する。

包括的所得概念の下では，外部から利得を得て純資産が増加すれば，その源泉や形態を問わず*6，また不法な利得であっても課税の対象になるとされる。

*1：我が国の相続税は，正確には，遺産そのものを対象として課税するもの（遺産税）ではなく，人が相続により取得した財産を対象として課税するもの（遺産取得税）である。この遺産取得税という類型は，実質的には所得税の補完税といえる。

*2：現行の税法では，贈与税は相続税の補完と位置づけられており，相続税法の中に規定されている。贈与税法という法律はない。

*3：「新訂第七版 法律家のための税法〔民法編〕」111頁

*4：担税力とは，講学上の概念であり，租税を負担する能力というほどの意味である。

*5：この包括的所得概念あるいは制限的所得概念という考え方は，通常，所得税に関して議論されるが，包括的所得概念の考え方は法人税の所得にも通じるものと考えられる。

*6：例えば，現物給付や債務免除などにより得た利得も所得に含まれる。

さらに、自ら保有する資産の評価が値上り（＝キャピタルゲイン）した場合も担税力を増加させる利得があったとして基本的には課税の対象になる。これがいわゆるキャピタルゲイン課税であるが、これについては後述する。

なお、包括的所得概念の下では何らかの経済的利得を得れば所得を構成するのであるから、例えば、個人が相続あるいは他の個人からの贈与により利得を得た場合でも、本来所得に含まれるので所得税の課税対象とされて然るべきと思われる。しかし、現行法上、相続や個人間の贈与に関しては、相続税法が定める相続税や贈与税の対象とされ、所得があっても相続税や贈与税との二重課税を排除する趣旨から、所得税は明文で非課税とされている（所得税法9条1項16号）*7。

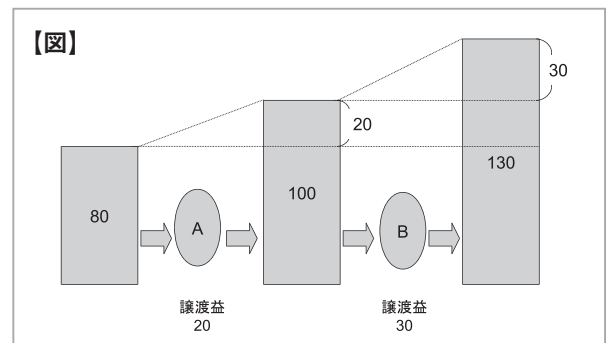
このような理解を前提にして、【表】を改めて見ると、受贈者側については贈与により経済的利得を得ているので何らかの課税の対象になっている。具体的には、受贈者が法人の場合は法人税の対象となる。また、受贈者が個人の場合は、贈与者が個人であれば前述のように所得税ではなく贈与税の対象となり、贈与者が法人であれば逆に所得税の非課税を定める所得税法9条1項16号の適用がないので所得税の対象となる。

2 キャピタルゲイン課税

(1) キャピタルゲイン課税の基本

次に【表】の贈与者側（表の左側）について考察する。

前述のように、包括的所得概念の下では個人や法人が保有する資産の評価に値上りが生じた場合も、理論上その値上り益が所得となり課税の対象になるはずである。しかし、国民が有する資産を捕捉し評価することは現実的に困難であるし、評価の客観性の問題もある。そのため、資産を保有している間はその評価の値上り益という利得は未実現であるとして課税の対象とせず、当該資産が他者に移転した時に当該利得が実現したものとして、値上り益が課税の対象となる*8。



【図】は、徐々に価値が上昇しているある資産をAが80で購入し一定期間保有した後Bに100で売却し、Bがその資産を一定期間保有した後さらに130で売却した経過を示している。Aがその資産を適正な価額（この事例では80）で売買により取得した場合、資産の取得の対価として同価値の金員の支出があるので、贈与により取得する場合と異なり、この時点でAに経済的利得はなく課税の問題は生じない。また、Aがその資産を保有している間は価値の上昇が続いたとしても、前述のようにキャピタルゲイン課税がなされることはなく、Aによる資産の売却時に売却益20（＝売却価額100－取得価額80）が課税の対象となる。

* 7：この所得税法9条1項16号の趣旨については、最判平22.7.6民集64・5・1277参照。

* 8：譲渡所得の本質について、最判昭43.10.31裁判集民92・797参照。

Bについても、Bの購入価額が適正な価額（この事例では100）であれば資産取得時ないし保有時に課税されることはなく、Bによる資産の売却時に売却益30（＝売却価額130－取得価額100）について課税の対象となる。この場合、保有者が個人であれば所得税（譲渡所得）の対象となり、法人であれば法人税の増額要因となる。

このようにキャピタルゲイン課税は、保有資産が保有者の手を離れ他者に移転した時にその値上り益を清算する形でなされるものであるが、基本的にはその移転の仕方は問われない。すなわち移転の方法として、適正な価額で売却する場合はもちろん、時価より低額で売却する場合や、さらには対価を得ずに贈与する場合でも課税の対象となるのが原則である。この原則を前提とすると、仮にAがBに無償で資産を贈与する場合でもAの値上り益20は課税の対象となることになる。贈与者は、対価を得ていないにもかかわらず課税の問題が生じる。

以上を踏まえて【表】を見ると、個人間の贈与の場合を除き、贈与者について、キャピタルゲイン課税として、個人の場合は所得税、法人の場合は法人税の対象となっている。

（2）キャピタルゲイン課税における課税の繰延べ

先の【表】で、個人間の贈与に関しては、贈与者には課税がなされず、譲受人は贈与税の対象となっている。これは、個人間の贈与の場合、贈与時に本来問題となるキャピタルゲイン課税が繰り延べられる制度となっているからである。

先ほどの基本原則を前提とすると、個人間の贈与であっても贈与者の保有財産に値上り益が生じその財産が移転していることには変わりないので、この場合にも贈与者がキャピタルゲイン課税の対象となって

然るべきと言えそうである。さらにこの基本原則を貫徹すると、相続の場合でも、相続により財産が被相続人から相続人に移転しているのであるから、被相続人の保有期間における値上り益を課税の対象とすべきとの考え方もあり得る。しかし、このような考え方に従うと、贈与者は、収入がないのに所得税（譲渡所得）を負担することになる。また相続の場合には、相続時点で被相続人に所得税（譲渡所得）が課され、その租税債務を相続人が相続により承継することになるので、相続人は相続税に加え所得税も負担することになる。税法の基本原則からすると、相続人が相続により相続財産の承継という経済的利得を得た側面と、被相続人が保有していた資産の値上り益に対する課税の清算という側面にそれぞれ課税されるもので、必ずしも二重課税とはいえないのであるが、相続人の過重な税負担感是否めない。そこで、個人間の贈与や相続の際には、その時点でキャピタルゲイン課税はなされないこととされている。

ただし、これらの場合にキャピタルゲイン課税が全く免除されるというのではなく、受贈者や相続人が贈与者や被相続人の取得価額を引き継ぐことにより、将来、受贈者や相続人がその資産を譲渡した際に、併せてキャピタルゲイン課税の対象となることとされている。この関係を【図】で見ると、贈与者あるいは被相続人がAとなり、受贈者あるいは相続人がBとなると考えられるが、Aのもとで生じた値上り益20は、贈与や相続の時（Bへの移転の時）には課税の対象とならないものの、Bから移転する時に、Bのもとで生じた値上り益30と合わせて課税の対象となる。Bは、理論的にはAの下で生じた値上り益についても税負担することになると考えられる。

このように、前保有者の取得価額を引き継ぎ、キャピタルゲイン課税のタイミングを遅らせることを

「簿価引継ぎによる課税の繰延べ」などと表現することがある。この表現は組織再編税制などでしばしば使われる。すなわち、合併や会社分割などの組織再編の場合に法人税法が定める適格要件に該当すると、強制的に簿価が引き継がれ課税が繰り延べられるなどと解説されることが多い。

なお、相続や個人間の贈与でない場合、すなわち、法人と個人との間あるいは法人間の贈与の場合は、取得価額の引継ぎということではなく、受贈者は贈与時の時価で取得したものとされる。これらの場合は、贈与の時点で贈与者においてキャピタルゲイン課税の対象とされ、値上り益に関する必要な清算が終了しているからである。

(3) キャピタルゲイン課税に関する法律の規定

前記(1)及び(2)の課税関係を、法律は以下のように規定している。

前述のように、キャピタルゲイン課税の基本原則からすると、贈与の場合でも財産の移転のタイミングを捉えて、値上り益（＝未実現利益）が実現したものとして課税の対象とするのが原則となる。

法人税では、この原則を法人税法22条2項が定めており、「無償による資産の譲渡又は役務の提供」も収益があったものとして取り扱われている。

これに対し、個人を対象とする所得税では、この原則を所得税法59条が定めているが*9、法人に対する贈与・遺贈や相続における限定承認の場合などに限定して（同条1項1号参照）、「その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす」としている。したがって、相続や個人

間の贈与はこの所得税法59条に該当しないので、相続や贈与の時点ではキャピタルゲイン課税はなされないことになる。

また、課税の繰延べに関しては所得税法60条1項が規定し、個人が贈与、相続（限定承認を除く）、遺贈で資産を取得した場合、その資産を譲渡したときの所得の金額の計算においては、その個人が引き続き所有していたものとみなすとしている。他方、所得税法60条2項では、居住者が同法59条1項1号に掲げる相続又は遺贈（＝キャピタルゲイン課税の対象となる場合）により取得した資産を譲渡した場合の所得の金額の計算については、その者が当該財産を取得した時の価額に相当する金額（＝時価）により取得したものとみなすとされており、簿価引継ぎによる課税の繰延べがない旨定められている。

なお、言うまでもないが、キャピタルゲイン課税はあくまで保有資産が値上がりし、未実現の利益が生じている場合に問題となるものであり、値下がりしている場合は神経質になる必要はないことに注意が必要である。

3 最後に

このように現行税法は、保有財産の評価の値上り益も含め取引行為や一定の事実の発生により経済的利得を得た場合を漏れなく課税の対象とし、これを所得税、法人税、相続・贈与税の各租税が重複しないように網羅していると考えれば、理解しやすいと思われる。

以下、所得税、法人税、相続・贈与税の各租税について、基本的事項を整理して解説する。

*9：所得税法59条1項は、キャピタルゲイン課税がなされる場面を限定した規定となっている。したがって、これに該当しない場合はキャピタルゲイン課税の対象外になると考えられるが、これは本稿で解説したキャピタルゲイン課税の基本原則からすると、原則と例外が逆転した規定と理解することもできそうである。

各論
1

所得税の基礎知識

税務特別委員会副委員長 戸田 智彦 (55 期)

1 所得の意義

所得税は、その名のとおり、個人の所得に対する租税である。所得税の主な法源は所得税法であるが、租税特別措置法にも所得税についての多くの規定が設けられている。

所得税は、法人税や消費税とともに主要な税源となっており、景気の動向に左右されるものの、平成元年以降は平成18年度（法人税）を除き税源のうちで最も高い割合を占めており、平成26年度は税収の16.8%を占めていた*1。国が所得税を主要な税源としている理由は、それが大きな税収をあげうるものであることに加え、基礎控除等の人的諸控除や累進税率を用いることによって担税力に応じた公平な税負担の配分を可能にする点にある*2。

所得税は個人の所得に対する課税であるから、所得税法にいう所得の意義を理解することは重要である。前掲「総論：所得税、法人税、相続・贈与税の体系と基本的な考え方」（3～4頁）で説明されているとおり、所得税法では、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するとする包括的所得概念が原則として採用されている。

もっとも、人の担税力を増加させる利得であっても、未実現の利得（例えば、土地の価値の増加）については原則として課税対象から除外されている（所得税法36条）。これは、未実現の利得を捕捉し評価することは困難だからである。

2 所得税計算の基本的仕組み

所得税計算の基本的な仕組みは以下のとおりである。なお、所得税計算の基本的仕組みについての【表】を次頁に掲載する。

(1) 10種類の所得区分のいずれに該当するか

まず、所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて、以下の10種類に分類している。所得税の計算においては、それぞれの収入が、以下の10種類の所得区分（所得税法21条1項1号）のいずれに該当するかを判断し、それぞれの所得区分ごとに所得の金額を計算する。これは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるとの前提に立ち、公平負担の観点から各種の所得について担税力の違いに応じた計算方法を定め、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためである*3。

- ①利子所得、②配当所得、③不動産所得、
- ④事業所得、⑤給与所得、⑥退職所得、
- ⑦山林所得、⑧譲渡所得、⑨一時所得、
- ⑩雑所得

上記の所得区分は、勤労性所得（給与・退職所得等）、資産性所得（利子・配当・不動産・山林・譲渡所得等）、資産勤労結合所得（事業所得）の3種類に大別することができる。このうち、資産性所得が最も担税力が大きく、勤労性所得が最も担税力が少ないから、所得税法では、資産所得重課＝勤労所得軽課の考え方を採用している*4。もっとも、各種の租税特別措置により資産所得及び資産勤労結合

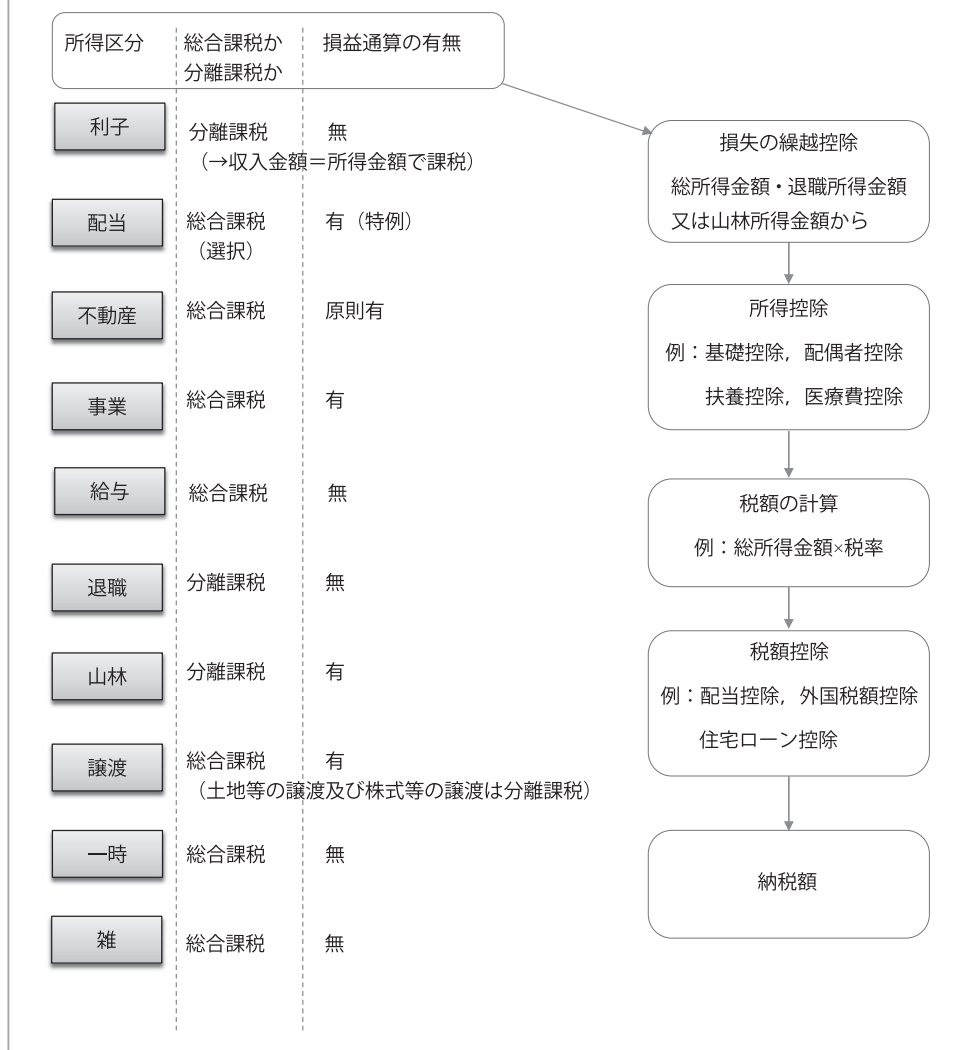
*1：財務省ウェブサイト http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2507/04.htm

*2：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）179頁

*3：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）202～203頁

*4：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）203頁

【表】 所得税計算の基本的仕組み



弁護士の所得について所得区分を考えると、通常、依頼者との委任契約による弁護士業務による所得は事業所得に該当し、法律事務所又は企業と雇用関係にある勤務弁護士が当該法律事務所又は企業から受ける所得は給与所得に該当する。委任契約であっても、雇用契約に類似して自己の計算と危険によることなく、場所的・時間的拘束を受け、労務又は役務の対価を委任者から受ける場合（更生管財人や調停委員）は給与所得に該当すると考えられる*6。弁護士が顧問先から受ける顧問料は原則として事業所得に該当するが、場所的・時間的拘束を受け継続的に労務を提供する場合には給与所得として扱う場合がある*7。

所得に対する優遇措置が設けられている*5。

所得税法では、このように10種類の所得区分を定め、各所得の金額の計算について規定している（所得税法23条以下）。各種所得の金額の計算には、利子所得のように収入金額がそのまま所得金額となる比較的単純なものもあるが（所得税法23条）、事業所得の金額の計算においては、収入金額から必要経費を控除した金額が所得金額となり（所得税法27条）、収入金額及び必要経費の意義についても解釈上の問題が生じるから、所得区分や必要経費に該当するか否かについて、課税当局との間で紛争が生じることもある。

このように所得区分に分類してそれぞれ所得の金額を計算する点は、法人に対する法人税の税額計算との大きな違いである。

（2）損益通算及び損失の繰越控除

所得税計算においては、次に、各種所得の金額から損益通算及び損失の繰越控除を行い、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する（所得税

*5：例えば、資産性所得である利子所得は、国税・地方税あわせて20%の源泉分離課税（源泉徴収）で完了となり（総合課税の対象とはならず）、所得税の最高税率が40%であることからすると、高額所得者に有利である（租特3条、3条の3、所得税法181条、182条1号）。

*6：日本弁護士連合会 同税制委員会 編集「五訂版 法律事務所の経理と税務」（新日本法規，2014）33-34頁

*7：日本弁護士連合会 同税制委員会 編集「五訂版 法律事務所の経理と税務」（新日本法規，2014）35-36頁

法21条1項2号)。

損益通算については所得税法69条に定めがある。所得税の計算において各種所得の金額を計算した場合に、ある種の所得について損失（マイナス）が出ることがある。所得税の計算では、すべての所得を総合して課税することを原則としており、ある所得の損失を、他の所得と合算して計算する過程で控除することを認める必要がある。もっとも、所得の性質からその損失を控除するのは適切でないものや、各種所得の中には損失が生じないものもある。そこで、所得税法69条1項では、総所得金額の計算において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、他の各種所得の金額から控除する旨を定めている。

なお、雑所得については、損失が生じてても他の所得との損益通算は認められていない。

損失の繰越控除については所得税法70条及び71条に定めがあり、過去3年間に生じた純損失の金額又は雑損失の金額があるときは、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除することとされている。

損益通算及び損失の繰越控除により計算された総所得金額、退職所得金額、山林所得金額が居住者に対する所得税の課税標準とされている（所得税法22条1項）*8。なお、長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額については、損益通算後の金額の2分の1が総所得金額に算入される（同条2項）。これは、長期譲渡所得は長期間にわたって累積してきた所得であるため、累進税率の適用を緩和する必要がある、

一時所得は一時的・偶発的利得であるため担税力が低いことを理由としている。

(3) 所得控除

上記(2)で計算された総所得金額、退職所得金額、山林所得金額から所得控除を行い、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額が計算される（所得税法21条1項3号）。所得控除には様々な種類があり、例えば、基礎控除（同法86条）、配偶者控除（同法83条）、扶養控除（同法84条）、障害者控除（同法79条）、雑損控除（同法72条）、医療費控除（同法73条）、社会保険料控除（同法74条）、寄付金控除（同法78条）が挙げられる。

(4) 税額の計算

（税率表の適用：超過累進税率。所得税法89条）

上記(3)で計算された課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額のそれぞれに所得税法89条に定められている税率を適用して所得税の税額を算出する（所得税法21条1項4号）。課税山林所得金額については、累進税率の適用をさらに緩和するため、その金額の5分の1に相当する金額に税率を適用し、その税額に5を乗じて税額を算出する（同法89条1項）。

(5) 税額控除

上記のとおり算出された税額から、所得税法21条1項5号に定めるとおり、さらに配当控除（同法92条）及び外国税額控除（同法95条）などの所定の税額控除をした残額が、最終的な所得税額となる。

*8：総所得金額は、損益通算の結果残った各種所得の金額のうち、退職所得及び山林所得以外の所得の金額を合算した金額であるから、所得税法上、退職所得及び山林所得は分離課税の対象とされていることになる。その他、租税特別措置法によって、利子所得、特定の配当所得、土地等の譲渡益、有価証券譲渡益などの分離課税制度が採用されてきた。

3 収入金額

所得金額の計算の基準となる収入金額については、所得税法36条1項において、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(括弧内省略)とする」と定められている。この規定から、所得税法は、暦年課税の方式が採用されており、また、所得の帰属年度については権利確定主義を採用したものと解されている。権利確定主義のもとでは、例えば、資産を売買契約により譲渡した場合、代金債権が成立したときに(未だ代金を受領していなくても)所得が実現したことになる。

4 必要経費

上記2(1)でふれた事業所得や、不動産所得・山林所得・雑所得については総収入金額から必要経費を控除して所得の金額が計算される。いかなる費用について必要経費として控除することが認められるか否かは、問題となることが少なくない。

例えば、弁護士会の役員がその職務に関連して支出した懇親会費その他の支出は、その事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であるから、その事業所得の一般対応の必要経費に該当するとした裁判例*9がある(但し、懇親会の2次会費などについては必要経費該当性を否定した)。

また、必要経費該当性(及び所得区分)について、近時話題となった判例として、競馬の馬券の払戻金

及びはずれ馬券の購入代金についての最高裁判例*10がある。競馬の馬券の払戻金については一時所得に該当し、はずれ馬券の購入代金を必要経費として控除することは認められないのが原則である。しかし、競馬の馬券を自動的に購入できるシステムを利用してインターネット経由で長期間にわたり反復継続して馬券を購入し払戻金により多額の利益を上げていた事案において、必要経費該当性(雑所得か一時所得か)が争われ、最高裁判所は、当該事案について、払戻金は雑所得に該当するとはずれ馬券の購入代金も必要経費として控除することを認めた。もし、払戻金による利益が一時所得であると認定されると、はずれ馬券の購入代金を必要経費として控除することは認められないこととなる。

5 確定申告(申告所得税)

所得税については、申告期限が設けられており、毎年12月31日までの所得について、翌年3月15日までに申告するのが原則である。もっとも、給与所得・退職所得については、源泉徴収がなされており、原則として確定申告を要しない。なお、弁護士が関わる解雇事案においては、実務的な注意事項として、和解金の金額が源泉徴収後の金額として定めたものなのか、源泉徴収前の金額として定めたものなのか、予め確認することが望ましい。また、相続事案において、被相続人に賃料収入などの所得があった場合には、4カ月以内に準確定申告をする必要がある。

*9：東京高判平成24年9月19日判時2170号20頁

*10：最判平成27年3月10日裁判所時報1623号12頁

各論
2

法人税の基礎知識

税務特別委員会副委員長 柴田 和敏 (60 期)

1 法人税の意義

法人税とは、内国法人*1の事業活動等から生じたすべての所得、又は、外国法人*2の日本国内における事業活動等から生じた所得すなわち国内源泉所得に課せられる税金である（法人税法4条）。内国法人は無制限納税義務者として、外国法人は制限納税義務者として、各々納税義務を負う。

法人税は、国の税収において、所得税、消費税に次ぐ大きな割合を占めている。近年の自民党政権下、デフレ脱却・経済再生を確かなものにしていくため、成長志向に重点をおいた法人税改革が進められ、代替財源を確保しつつ、日本の国際競争力強化の観点から、法人の実効税率の引き下げが段階的に行われている*3。また、景気対策等から、様々な特例の軽減措置が、租税特別措置法などにより設けられている。

法人税は法人の所得に対する租税であるところ、法人の所得についても、いわゆる包括的所得概念が、原則として妥当する。また、法人の所得は、基本的に法人の利益と同義とされる。企業会計において法人の利益は、一定の期間における収益からそれを得るのに必要な費用を控除する損益法で計算される。また、法人の所得は、発生主義により把握されると解される（同法22条4項参照）*4。

以下、株式会社などの内国法人の普通法人を例にとり、解説する。

2 法人税計算の基本的仕組み

法人税計算の基本的仕組みは、つぎのとおりである。

(1) 所得の捉え方

法人税法においては、所得税のように所得をその源泉により区分して把握することをせずに、会社法や「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算」（法人税法22条4項）された企業利益を基にして、これに税法独自の修正を加えて、所得を捉えることとしている。主に課税の公平性の観点からの修正である。

(2) 所得の計算概要

法人の所得の計算期間は、1事業年度である。事業年度は、原則として、法令や株式会社等の定款等によって定められたもので1年以内とされる（同法13条各項）。また、課税所得の範囲は、各事業年度の所得である。事業年度単位の課税となっている。

各事業年度の所得の金額の計算は、つぎの算式による（同法22条各項）。

$$\text{《法人の所得の金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額》}$$

企業会計上の収益・費用ではなく、益金・損金という用語が用いられているのは企業会計と異なる取り扱いが多いためである、と指摘されている*5。

*1：内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう（法人税法2条3号）。株式会社などの普通法人、地方公共団体などの公共法人、日本弁護士連合会や宗教法人などの公益法人等、人格のない社団等、など様々な法人を含む概念である。公共法人は非課税団体である。公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行った場合に限られる。

*2：外国法人とは、内国法人以外の法人をいう（同法同条4号）

*3：「平成27年度税制改正について」財務省ウェブサイト

*4：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）305-306頁、321-322頁

*5：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）306頁

益金とは、別段の定めのある場合を除き、取引（無償取引等を含む）にかかる収益であり、「資本等取引」以外のものである。

損金とは、別段の定めのある場合を除き、支出費用等である。収益に係る売上原価、完成工事原価その他これに準ずる原価の額、販売費・一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度末までに債務の確定したもの）の額、損失の額で「資本等取引」以外の取引に係るもの、である。

「資本等取引」とは、増資・減資などの法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引の他、法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しである（同法22条5項）。これらの「資本等取引」を益金と損金の計算に際して除外する趣旨として、法人の利益は、本来、通常取引から生ずるものであり、資本の増減取引等によって生ずるべきものではないと考えられているからとされる*6。

(3) 所得金額等の算出*7

実務上、法人税の算出の基礎となる所得金額は、企業会計の損益（確定決算基準）をもとに、課税の公平性の観点から定められている税法上の加減算（同法22条2項・3項にいう「別段の定め」）を行って計算する。この税法上の調整を、税務調整という。

この税務調整には、(i) 企業会計において経理処理を要する税務調整である「決算調整事項」、(ii) 企業会計における経理処理を要せず法人税の申告書上で調整を行う税務調整である「申告調整事項」、がある。

$$\begin{aligned} &\text{○各事業年度の所得金額（課税標準）又は欠損金額} \\ &= \text{確定決算の当期純利益の額 又は 当期欠損の額} \\ &\quad + \text{加算調整項目 (a. 損金不算入 + b. 益金算入)} \\ &\quad - \text{減算調整項目 (c. 損金算入 + d. 益金不算入)} \end{aligned}$$

加算調整項目をみると、a. 損金不算入とは、損金経理（法人の確定決算において費用や損失として経理処理することをいう。同法2条25号）をして費用としても、税法で損金としないものである。b. 益金算入とは、企業会計上で収益としなくとも、税法で益金とするものである。

他方、減算調整項目では、c. 損金算入とは、費用として損金経理しなくとも、税法で損金とするものである。d. 益金不算入とは、企業会計上で収益としても、税法で益金としないものである。

主な税務調整事項は、次頁の【表1】にあるとおりである。

このうち、法人税額の損金不算入（同法38条）は、必須の「申告調整事項」とされる。これは、企業会計の損益計算上、税引前当期純利益から当期分の法人税等見積額を控除して税引後の当期純利益を計上することから、税法において、当該損金経理した法人税等の額を当期利益に繰り戻すものである。当該税額は、本来、法人の所得に該当するからである。

他方、国税不服審判所における裁決事例（国税通則法の不服申し立て）や訴訟で争われることの多い税務調整項目としては、例えば、役員給与の損金不算入（同法34条）が挙げられる。不相当に高額な役員給与等は、役員給与の名目のもとの事実上の

*6：税務大学校編「法人税法（基礎編）平成27年度版」22頁、国税庁ウェブサイト

*7：税務大学校編「法人税法（基礎編）平成27年度版」23-26頁参照

【表1】主な税務調整事項

税 務 調 整	決算調整	① 減価償却資産の償却費(法人税法31) ② 繰延資産の償却費(同法32) ③ 圧縮記帳の圧縮損(同法42等) ④ 引当金の繰入額(同法52等) ⑤ 準備金の積立額(租税特別措置法55等) ⑥ 長期割賦販売等による経理(法人税法63)
	任意	① 受取配当等の益金不算入(同法23⑦) ② 外国子会社からの受け取る配当等の益金不算入(同法23の2③) ③ 所得税額の控除(同法68③)
	申告調整 必須	① 資産の評価益の益金不算入(同法25) ② 完全支配関係のある他の内国法人から受けた受贈益(同法25の2) ③ 還付金等の益金不算入(同法26) ④ 資産の評価損の損金不算入(同法33) ⑤ 役員給与の損金不算入(同法34) ⑥ 過大な使用人給与の損金不算入(同法36) ⑦ 寄付金の損金不算入(同法37) ⑧ 法人税額の損金不算入(同法38) ⑨ 外国子会社から受ける配当金等に係る外国源泉税等の損金不算入(同法39の2) ⑩ 法人税から控除する所得税額の損金不算入(同法40) ⑪ 不正行為等に係る費用等の損金不算入(同法55) ⑫ 青色申告の繰越欠損金(同法57) ⑬ 減価償却費の償却超過額、引当金の繰入限度超過額、準備金の積立限度超過額等(同法31等) ⑭ 交際費等の損金不算入(租税特別措置法61の4)

出典) 税務大学校編「法人税法(基礎編)平成27年度版」26頁より作成

利益処分とみられることから、課税の公平性の観点から、損金不算入とされる。これも、必須の「申告調整事項」である。

(4) 欠損金繰越控除

法人などにおいて損益変動に波があることから、法人がある事業年度で大きな損失(欠損)を計上した場合、その後の事業年度で利益を計上しても欠損で利益を相殺できる制度である。中小法人が、大法人に比較して過重な税負担となることを避けるために設けられたと指摘される。

法人の事業年度の所得の金額につき、損金の額が益金の額を上回る場合、その超過額を欠損金額という(同法2条19号)。所定の帳簿書類の整備等を条件に青色(あおいろ)申告書を提出できる青色法人

(同法121条1項)については、欠損金額の繰越控除が可能である(同法57条)。これは、青色申告書を提出した事業年度において、前年度以前に生じた欠損金額がある場合、所定の要件を満たせば、欠損金額を当該事業年度の所得金額から控除するものである。

長らく、欠損金繰越控除額には制限がなかったところ、制度の濫用が懸念され、平成23年度税制改正により、普通法人のうち資本金の額等が1億円以下の中小法人等を除き、所得金額の80%相当額に制限され(繰越期間を7年から9年間に延長)、さらに平成27年度税制改正で65%に引き下げられた(平成29年度以後、50%)。制度導入の趣旨から、中小法人等については上限の制限がない(同法57条11項)。

3 法人税額の計算

法人税の納税申告書にしたがい法人税額等が算出される。

(1) 法人税率

法人税は、超過累進税率を採る所得税と異なり、原則、単一税率である（ただし、様々な軽減税率等あり）。

税率は、普通法人の場合、各事業年度の所得の金額に対して、23.9%である（法人税法66条1項）。さらに、中小法人については、所得の金額が年800万円以下の部分に、特例が設けられている（同法同条2項。租税特別措置法42条の3の2等）。

また、ごく少数の株主により支配される特定同族会社につき、特別税率がある（法人税法67条）。利益の内部留保にあたる留保金につき、所定の控除額の超過部分を対象とする（特定同族会社の留保金課税）。

【表2】普通法人の税率概要

適用関係		事業年度	平成27.4.1前 開始事業年度※1	平成27.4.1以後 開始事業年度
中小法人	年800万円以下の部分		15% ※2	15% ※2
	年800万円超の部分		25.5%	23.9%
中小法人以外の法人（いわゆる大法人）			25.5%	23.9%

※1）平成24年4月1日以後、平成27年3月末までに開始した事業年度である。

※2）中小法人の年800万円以下の部分の適用税率は、法人税法で19%とされ、租税特別措置法により平成24年4月1日以後、平成29年3月末までの間に開始する事業年度に限り15%に軽減されている。

(2) 法人実効税率

法人の税負担をみる場合、法人税以外に地方税等を加味した実質的な税負担率である“実効税率”が重要である。政府方針において、国際競争力強化の

観点から、平成27年度を初年度にして以後数年で、実効税率を20%台まで引き下げることを目指す、とされている。

【法人実効税率（財務省試算）】

平成26年度 34.62% ⇒ 平成27年度 32.11%
⇒ 次年度 31.33%

法人税以外に課せられる税は、国税として、地方法人税（法人税額×4.4%）や地方法人特別税、地方税として、法人住民税（都道府県、市町村）や法人事業税、がある。法人事業税や地方法人特別税等は、赤字の大企業にも課税する外形標準課税の仕組みを持つ。復興特別法人税は、平成26年度で廃止された。

(3) 税額控除制度

法人税の場合にも、二重課税の回避や政策的配慮から様々な税額控除の制度がある。法人の受取利子・配当等について源泉徴収された所得税額の控除（同法68条）、外国税額控除（同法69条）、法人の試験研究費等の法人税額控除（租税特別措置法42条の2から11）などである。

4 申告納税

法人税は、原則、各事業年度末から2月以内に、確定した決算をもとに所定の事項（当該事業年度の課税標準である所得の金額、法人税額等）を記載した納税申告書を、納税地の所轄税務署長に対して提出し、法人税額を納付しなければならない申告納税である（法人税法16条、74条、77条）。当該事業年度が欠損の場合でも確定申告書の提出を要する。

会社法上、決算日から3月以内に株主総会において計算書類の承認手続をとればよいところ（会社法124条2項、296条1項、438条2項等）、法人税の確定申告期限は決算日から2月と1月短い。そこで、決算が確定しない等の理由で確定申告期限に間に合わない法人は、申告期限の延長の特例（法人税法75条の2）の申請を行い、確定申告書の提出期限を1月間延長し対応している。後述の連結納税制度の連結親法人の場合は、連結対象子法人等が多数に上る等の理由も認められ、2月間の延長となる（同法81条の24）。

また、事業年度が6月を超える法人は、原則として、中間申告（同法71条）により事業年度の半ばで中間納付を行う。確定申告時に、法人税額から中間納付額を控除した金額を納付する（同法77条、74条1項4号）。

なお、ほとんど全ての法人は、欠損金繰越控除など様々な特典のある青色申告制度（同法121条）を利用している。

5 グループ法人税制・組織再編税制

(1) グループ法人税制

ア 連結納税制度

完全支配関係（直接・間接に100%の持株関係）にある内国法人につき、所定の要件を満たせば、親法人が代表して法人税を納付できる制度である（法人税法4条の2・81条以下、同法施行令14条の6第2項）。

イ 完全支配関係法人税制

近年の企業のグループ化の進展を踏まえて、税制面で一体的取り扱いを行い、租税回避的行動に対処するもので、平成22年度改正で導入された（平成22年10月以後の譲渡等を対象）。具体的には、完全支配関係にある法人間の取引等の損益について、所定の要件を満たせば、課税の繰延べが可能となるものである（同法61条の13）。連結納税制度が任意適用であるのに対して、強制適用の規定である。

(2) 組織再編税制

法人の合併・分割・解散等の法人組織の再編に伴う資産又は負債の移転については、時価による譲渡として移転元法人の所得計算の対象となるのが原則である（同法62条）。ただし、組織再編の妨げとならないように、所定の要件のもとで、課税繰延（繰越欠損金の引継ぎ等）及び非課税措置が講じられている（同法62条の2以下）。

他方、「法人税の負担を不当に減少させる結果」が認められる場合（租税回避行為）、税務署長は、当該組織再編成にかかる行為・計算を否認し、税額等を計算し直すことができる（同法132条の2）。近年、この組織再編成に係る行為計算否認規定の適用の可否が訴訟において争われる事例^{*8}（追徴課税された法人が原告）が増加している。租税回避行為の認定基準の明確性が、租税法律主義（憲法84条）の原則のもとで、争われているのである。

^{*8}：ヤフー事件東京高裁判決 東京高判平成26年11月5日 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/970/084970_hanrei.pdf
ヤフーがソフトバンクの子会社を買収し合併し、同子会社の巨額の繰越欠損金を利用し法人税額を減額した点の税法上の正当性が争点である。

I 相続税

1 相続税とは

相続税とは、人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税（国税）のことである。相続税だけでは、生前贈与により遺産をゼロにして相続税を回避することができるため、これを防ぐために贈与税が採用されている。このように相続税と贈与税は密接な関係をもっているため、我が国では、両者はともに相続税法の中で規定されている。

相続税の計算方法は複雑である。その理由は、相続税の課税方式につき、相続により取得した財産に課す方式（遺産取得税）と、遺産全体に課す方式（遺産税）の折衷方式を採用しているからである。折衷方式の目的は、遺産がどう分割されても、相続人間に税負担の不公平が生じないようにすることにある。そのため、いったん各相続人が法定相続分で相続したと仮定して相続税の合計額を計算し（遺産税方式）、その合計額を各相続人が取得した財産の割合に即して割り振る（遺産取得税方式）、というのが計算の基本的な発想となる。

以上を念頭に置いて、相続税の概略を述べてみる。

2 納税義務者

原則として、相続、遺贈又は死因贈与により財産を取得した個人である。相続により財産を取得しなかった場合でも、被相続人から贈与を受け、相続時精算課税制度の適用を受けた個人は納税義務者となる。

る。なお、相続人には連帯納付義務があり（相続税法34条）、他の相続人の相続税の不払いについて責任を負う場合がある。

3 相続税の計算方法

相続税の計算は、まず相続又は遺贈により財産を取得した者ごとに「課税価格」を計算することから始める（相続税法11条）。その結果、相続税総額と各相続人等が納付すべき相続税は、①課税価格とその合計額の計算、②相続税総額の計算、③各人の算出税額の計算、④各人の具体的納付税額の計算、の順序で計算される。以下、それぞれについて概説する。

(1) 課税価格の計算

まず、相続や遺贈によって取得した各人の課税価格の合計額を計算する。各人の課税価格は次のように計算する。

$$\begin{aligned}
 \text{「各人の課税価格」} &= \text{「本来の相続財産」} \\
 &\quad (\text{土地、建物、預貯金、株式など}) \\
 &+ \text{「みなし相続財産」} \\
 &\quad (\text{生命保険金や死亡退職金など}) \\
 &+ \text{「相続開始前3年以内の贈与財産」} \\
 &- \text{「非課税財産」} (\text{墓、仏壇など}) \\
 &- \text{「債務」} (\text{相続開始時に現存する確実な債務})
 \end{aligned}$$

いってみれば、課税価格とは、プラスの財産からマイナスの財産を除いた正味の遺産額のことである。プラスの財産には、土地、建物といった「本来の相続財産」のほか、本来そうではないが課税の公平を図るために、相続税法（3条など）で相続財産とみなされる財産も含まれる。これを「みなし相続財産」と

いい、被相続人が保険料を負担していた死亡保険金や、死亡後3年以内に支給が確定した死亡退職金などが該当する。

課税価格の評価時点については、相続税法では「時価評価」の原則に従い（相続税法22条）、相続が発生したときの時価で評価される（即ち、遺産分割時の時価ではない）。

さらに、その「時価」は評価する人により価値が変わらないように、「財産評価基本通達」により財産ごとに細かいルールが定められている。宅地なら路線価（ただし郊外の宅地などは倍率方式）、建物なら固定資産税評価額、という決まりがある。

他にも細かいルールがあるが、こうして各人の課税価格を決め、その合計額を算出することが第一ステップである。

(2) 相続税の総額の計算

その次に、相続税の総額を計算する。これは次のように、①課税価格の総額から遺産にかかる基礎控除額を引いて「課税遺産総額」を計算する、②課税遺産総額を法定相続分で各相続人が取得したと仮定して各取得金額を計算する、③各取得金額に税率を乗じて各相続人の相続税を計算する、④③の相続税を合計する（相続税法16条）、という順番で行う。

ア 課税遺産総額の計算

課税遺産総額は、次のように計算する。

$$\begin{aligned} \text{「課税遺産総額」} &= \text{「課税価格の総額」} \\ &\quad - \text{「基礎控除額」} \end{aligned}$$

この基礎控除額は、平成25年度の相続税改正により、平成27年1月1日以降に発生した相続につき「3000万円＋（600万円×法定相続人の数）」

に変更された（平成26年12月31日までの基礎控除額は、5000万円＋〔1000万円×法定相続人の数〕）。ここで注意すべきことは、「法定相続人」には相続放棄をした者も含むこと、基礎控除の対象となる養子の数が制限されていることである（被相続人に実子がいる場合は養子1人まで、実子がない場合は2人まで）。

イ 相続税の総額の計算

こうして求められた課税遺産総額を、各相続人が法定相続分で取得したと仮定して「相続人ごとの取得金額」を算出し、これに税率を乗じて「相続人ごとの相続税」を算出し（具体的には下記の速算表を参照）、相続人ごとの相続税を合計して、相続税額の総額を算出する。

$$\begin{aligned} &\text{「法定相続人ごとの算出税額の合計」} \\ &= \text{「相続税の総額」} \end{aligned}$$

【表1】相続税の速算表

改正前			改正後		
区分	税率	控除額	区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円	2億円以下	40%	1,700万円
			3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

(3) 各相続人の相続税の計算

相続税総額をもとに、相続人ごとの納付額を計算する。すなわち、遺産分割など各相続人が現実に取得した相続財産の割合に即して相続税の総額を割り振り、各相続人の相続税を算出する。

$$\text{「各相続人等の相続税額」} = \text{「相続税の総額」} \times (\text{「各相続人の課税価格」} \div \text{「課税価格の合計額」})$$

(4) 納付税額の計算

一番最後に、税額控除の計算をする。暦年課税分の贈与税額控除、配偶者の相続税額の軽減、未成年者控除など各種の税額控除や加算を行い、具体的な納付税額を確定させる。

4 相続税の申告と納税方法

(1) 相続税の申告義務があるか

ア 課税価格の合計額が基礎控除額以下の場合
は申告する必要はない。

相続税の申告は、基礎控除額の金額を超える場合に必要であり、基礎控除額以下の場合には申告も納税も必要ない。

イ ただし相続税の優遇措置を利用して相続税がかからなくなる場合は、たとえ課税価格の合計額が基礎控除額以下であっても、申告書の提出が優遇措置の適用を受ける条件であるから、申告が必要である。優遇措置の代表例は、配偶者の税額控除の特例（相続税法19条の2）や小規模宅地等の特例（租税特別措置法69条の4）である。

(2) 申告の方法

申告の方法は、①相続開始があったことを申告義務者が知った日の翌日から10ヶ月以内に、②被相続人の住所地（相続人の住所地ではない）の所轄税務署に相続税の申告書を提出する。申告書の提出は1部のみで足りるので、相続人全員が共同して申告書

を作成して提出するのが通常であるが、別々に提出しても差し支えない。

法定申告期限内に遺産分割が決まらない場合は、法定相続分の財産に対応して相続税額を計算し、申告と納税を行う（相続税法55条）。この場合、相続税の納期限からさらに3年以内（つまり相続開始後3年10ヶ月以内）に遺産分割協議が成立すれば、配偶者の相続税額軽減措置及び小規模宅地等の課税価格計算の特例を受けることができる（相続税法19条の2第2項、租税特別措置法69条の4第4項）が、その適用要件は申告前に十分確認する必要がある。

(3) 納税の方法

納税の方法は、納期限までに「現金」で「全額」納めることが必要である。納期限は申告期限と同じであるから、結局、申告期限内に全額現金で納めなければならない。

例外として、原則5年以内の「延納」や、税務署の許可を得て「物納」することもできる。しかし延納には利子税がかかり、いずれの制度も適用される要件が厳しい。

II 贈与税

1 贈与税とは

贈与税は、「個人」が「個人」から贈与により財産を取得した場合に、受贈者にかかる税金である。受贈者が「個人」であっても贈与者が「法人」の場合は、受贈者は贈与税ではなく所得税の問題とな

る。また受贈者が「法人」の場合は、贈与者が誰であれ受贈者は法人税の問題となる（詳細は、本特集総論の「1 包括的所得概念と所得税，法人税，相続・贈与税の課税対象」（3頁）参照）。

なお、相続税と同様に、贈与者にも連帯納付義務があることに注意を要する（相続税法34条4項）。

2 贈与税の計算方法

贈与税の計算方法は、相続税に比べれば簡単であり、①課税価格を計算し、②贈与税額を計算する、という2段階で計算される。

(1) 課税価格の計算

課税価格は、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産を合計し、非課税財産を控除して算出する（相続税法21条の2、3）。

ここで、贈与を受けた財産とは、相続税の場合と同様に、不動産や現金といった「本来の贈与財産」のほか、本来そうではないが贈与とみなされる財産も対象となる。これを「みなし贈与財産」といい、生命保険金の受取人となったが保険料を負担していなかった場合などがその対象となる。また、非課税財産とは、公益性などの見地から課税対象外とされる財産であり、生活費や教育費、香典などがある。

$$\begin{aligned} \text{「課税価格」} &= \text{「本来の贈与財産」} \\ &+ \text{「みなし贈与財産」} - \text{「非課税財産」} \end{aligned}$$

(2) 贈与税額の計算

次に、贈与税額を計算する。原則として課税価格から110万円（相続税法21条の5、租税特別措置

法70条の2の4）の基礎控除額を引き、これに税率を掛けて計算する。複数の人から贈与を受けた場合、基礎控除額は受贈者を基準として考えるため、贈与者の人数にかかわらず、基礎控除額は受贈者1人につき110万円となる。

なお、贈与税は相続税の補完税という性格のため、相続税に比べて厳しい超過累進税率となっている。平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以降の贈与については、贈与者が誰であるかにより税率が異なる点には注意を要する。

$$\text{「贈与税額」} = (\text{課税価格} - 110 \text{ 万円}) \times \text{税率}$$

【表2】贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	平成26年12月31日まで		平成27年1月1日以降			
	税率	控除額	一般税率		特例税率	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1500万円以下	(1000万円超) 50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
4500万円以下			(3000万円超) 55%	400万円	50%	415万円
4500万円超					55%	640万円

※一般税率 特例税率の適用がない場合の税率

※特例税率 直系尊属からの贈与により財産を取得した受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限る）

3 贈与税の申告と納税方法

(1) 贈与税の申告義務があるか

課税価格が基礎控除額以下であれば、申告も納税も必要ない。しかし、配偶者控除の特例や相続時精算課税制度の特例を利用した場合は、相続税の場合と同様に申告の必要がある。

(2) 申告の方法

受贈者は、贈与を受けた年の「翌年2月1日から3月15日までの間」に、自分の住所地（贈与者の住所地ではない）の所轄税務署に申告書を提出する。

(3) 納税の方法

相続税と同様に、申告期限内に「全額」「現金」で納める必要がある。例外的に税務署長の許可を得て5年以内の延納が利用できるが、一定の要件があり、利子税もかかる。

(4) 相続時精算課税制度

この制度は、高齢化社会の進展に伴い、相続による次世代への資産の移転が大幅に遅れており、高齢者の保有する資産を若い世代に早めに移転させて社会を活性化させるために平成15年度の税制改正で設けられた制度である。

この制度を利用すると、①累積2500万円に達す

るまでは贈与税がかからず（贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はない）、②これを超える金額の贈与税率は一律20%であり、本来の厳しい贈与税率に比べて負担が軽くなる。

なお、贈与された財産は、被相続人の死亡時に相続財産に加えて（贈与財産を持ち戻して）相続税額を計算する。そして、この加算は「贈与時の」価額で行うので、この制度を利用して贈与した財産の価額が相続発生時まで上昇していれば、相続税額で有利になる場合がある。

このように、相続時精算課税制度を利用すれば贈与税の負担が軽くなるため、相続を待たずに若い世代へ資産移転できる道が開けることになる。

※参考資料

国税庁ウェブサイト <https://www.nta.go.jp/>
税務大学校編「相続税法（基礎編）平成27年度版」
金子宏著「租税法（第20版）」（弘文堂，2015）

経済学者・同志社大学大学院教授

浜 矩子 さん

「女性ではあるが…」なる修辞を使うと、ジェンダーフリーの方々からはお叱りを受けるかもしれないが、女性ではあるが、経済に強く（当たり前か）、多くの著作を矢継ぎ早にものし、政治状況にしっかりとコミットし、論理的でブレず、自分の言葉を持っていまして、造語やユーモアも縦横に駆使される……そんな浜矩子氏に、今回お話を聞くことができましたので、お届けする次第です。

（聞き手・構成：味岡 康子）



—— イギリスには、中学1年生の夏まで住んでいたんですか。

小学校の3年生のときからです。

—— そうすると、小さいときから円とポンドの関係などを日常生活の中で経験されていたわけですか。

日常生活の中では意識しませんでした。日本に帰って中学2年生の頃、ポンドの大きな金利下げがあったときに、社会科の授業でそのことを先生が話してくれ、それはイギリスのことだったので興味があり、その為替の金利下げとか金利上げという行動がどういうものであり、どういう結果をもたらすのかということを初めて意識しました。そのから練りが面白くて、そういう面白いなぞ解きの世界がたくさん転がっているのであれば、経済という分野をマスターしたいと思ったんですね。

—— それでは、大学入学時には迷うことなく経済学部を選ばれたんですか。

はい、そうですね。

—— 大学卒業後は三菱総合研究所時代にまたロンドンに行かれたね。

9年間いました。2度目に住んだときの、以前の1960年代との大きな違いは、ロンドンが言ってみればものすごく愛嬌のいい街になっていたことです。1960年代前半のイギリスというのは、それこそ大英帝国、大産業国家の片りんが少しは残っている時代で、来るものは拒まないが、特段それ以上にオープンスタンスを取る感じではない雰囲気でした。それが、観光客を呼び込んだり外に対してオープンでなければいけないという雰囲気にかわり、ロンドンが観光で、対外的に愛嬌を振りまくことで生き抜いていくという感覚の街になり、言ってみれば軽佻浮薄化している、そういう印象が強かったです。

—— ビートルズが生まれたのは？

ビートルズは、1960年代の前半に、私がイギリスにいた間にデビューをしました。だから、少女時代は、ビートルマニアとして育ち、ビートルズが出現してくるプロセスを目の当たりにしていたという感じです。

——ビートルズは、一時代を新しく確実に切り開いたという文化的なインパクトはあったんですか。

スウィングロンドンという言い方がすごくはりましたね。スウィングというのは、のっているとか、ものすごく 트렌ディーだというニュアンスです。イギリスが突然そういう若者文化の中心地としての新しい息吹を、ビートルズの出現によって持ったということはあるでしょうね。それまではアメリカのゴールデンフィフティーズの音楽がどんどん入ってそれに追従していた。エルヴィス・プレスリーだったり、その他のアメリカンポップスの後を一生懸命に追っている感じが、ビートルズの出現で主客転倒し、マーギーサウンドが世界を席巻しました。マーギーというのは、あのリバプールを流れているマーギー川ですが、その周りでビートルズおよびグループサウンズのものが出てきたので、それがすごくトレンドをセットするという状況が生まれたのは確かに新しいことでした。マリー・クワントやツイッギーが一世を風靡していく口火が切られた時代というのが、1960年代の半ばに差しかかる所でしたね。

——イギリスは階級社会かと思うのですが、その階級社会を壊すような大衆文化、大衆社会という、そういうとらえ方もありますか。

確かにビートルズは勲章をもらいましたが、それは非常に画期的な出来事だったとは言えますが、イギリスの階級社会というのは階層社会と言ってよく、上下関係というよりはすみ分け関係なので、壊すということを誰もそう望んでいるわけでもなく、お互いにお互いのことがよく分かっていて、上手に世の中をすみ分けている感じです。その共栄共存的すみ分けの構図がビートルズの出現で特に壊れたということはないと思いますね。

——著書の中で『ヴェニス商人』の話をされ（『地球経済のまわり方』）、そこでの悪役は、シャイロックというこ

とになっているが、エコノミストから見るとシャイロックというのは、金融機能を果たしている点を経済史的に評価しなくてはならないとおっしゃっておられましたが、今のグローバル経済化の中で、金融は信用とは関係なく変容していくのでしょうか。

人、物、金が経済活動を形作っていくわけですが、要するに人による物づくりを支える金回しというように、相互的な位置付けにあるのが金融の本来の姿だと思うんです。そういう黒子的サポート機能を果たすというのが、信用に基づいた金融というものの位置付けですが、そういう人による物づくりのための金回しという位置付けからまったく逸脱してしまって、金回しのための金回しのスケールと速度が目に見えないところで巨大な、そして超高速で展開するというふうになっているところに、今のグローバル経済の1つの大きな問題があります。だから、金をやっぱり本来の身の程をわきまえた位置付けにどうやって立ち戻らせるかということが、人のためにうまく回るグローバル経済を創り出していくために、すごく重要な課題になっていると思います。

——グローバル経済の発展というのは一方で国民国家を衰退させるけれども、だからこそ国家をより意識させるような動きが出てきているとのご指摘です。

国境なき時代になってしまったので、国境をその存立基盤にしている国家は、身の置き所がなくなるというか、存在感が希薄化する状況になった。国境があることを前提に金融政策や財政政策をはじめ、国家の政策は構築されているわけですが、その政策が働きかける対象となる人、物、金はいまだかつてなく容易に、そして広がりを持って国境を越えていくと。そうすると、従来型の国家の政策は非常に対応力が低下してしまう。その存在感の希薄化に必死で抵抗しようとする中で、逆説的な形で、国家主義的なものを前面に出してきてしまうと。その典型が今の安倍政権のような構えであると言えます。

—— アダム・スミスの「経済とは人々を幸福にするものだ」とは、果たしてこれは現代にも通じる真理なのでしょうか。

経済活動というのは人間の営みなので、人間が人間固有の営みとして携わる活動が、人間を不幸にするというのはものすごく矛盾したことです。人間を不幸にする側面を経済活動が持っているのであれば、そのような活動を人間が人間に固有のものとして、連綿と営み続けることはないはずです。つまり、経済活動というのは本来的に人間を幸せにすることができなければ、経済活動として成り立ち得ないと、それは理屈としてそうなると思うんですね。だから、まさしくアダム・スミスが考えた、その共感性に根付く経済活動というのが、その本来の姿だと思うわけです。

でも我々の周りの現実を見れば、経済が前面に出れば出るほど人間は後景に退くことを強いられる。経済効率が全面的に追求されればされるほど、そのことが人間を非人間的な不幸な状態に追い込むんじゃないか。だから、経済と人間は実は対立する関係にあるのではないかと、むしろその方が現実じゃないのという言い方は結構されますが、そういう見方の対象になっている活動は、実は経済活動ではないんだと考えてしかるべきですね。ブラック企業は企業経営をやっているわけではない。人をまさに物のごとく扱うような派遣法や労働法制というのは、その本来の経済活動の姿を破損するものであると。だから、アダム・スミスが言っている認識を再確認する必要があると思う。さもないと、人、物、金が国境を越える時代状況の中で、人間はある意味共食いをしているって、経済活動の名に値するものは消えてなくなっていくということだと思います。

—— 英国の経済学者のJ・V・ロビンソンを引用され、エコノミストは一方何々、他方何々と分析するだけで、どの立場を取るのかを明確にしないと批判されておられましたが、浜教授はかなり断定的な命題の著書を書いておられますね。

やはり経済分析はなぞ解きなので、そのなぞを解き真犯人を突き止めることが経済分析の仕事ですから、犯人はこいつだということを言わなきゃ話にならない。あれもありこれもありというのは、犯人捜しのプロセスとしては実に重要なことですが、その結果こうなると、こういうふうには自分には思われると言わなければ、言われた方は混乱して終わるだけです。

—— エコノミスト、しかも女性で、ご自分の結論をはっきり言う方も少ないと思いますが、それは小さいときの海外生活から生み出されてきたものですか。

特にそういうこともないと思いますが、イギリスに1960年代初頭に行ったときにせよ、そこから中学生になって日本に帰ってきたときにせよ、今のように子供たちもグローバル化している時代ではないですから、やはり非常に異質な存在としてそこに登場するわけです。その中で自分の位置付けを確立しようと思ったら、やはり強気で、どういう人間であるかという自分のアイデンティティーをしっかり前面に出していくしかない。さもないとその位置付けは人に決められてしまう、あるいはものすごく存在感が希薄になってしまう。それでいいでいくという手も勿論ありますが、それが嫌ならやはり存在感を前面に出し、印象付ける必要があるわけで、そういう構えでいかないといけない場面に遭遇することが、小さいころに結構多かったと思います。

—— 「1ドル50円時代を生き抜く日本経済」という本も書かれていますけれども、円高とドル安の関係はさておき、ドル安というのはやはり歴史の必然なんですか。

まったくもって必然だと思いますね。1ドル360円というところから、今は50円からはだいぶ遠のいているとはいえ、120円というところまできて、その歴史的な経過の中でどんどん価値が低下してきていることは、もうすでに歴史としてははっきり検証でき、その背後に何があるかも非常によく分かる。要するに、かつては

経済活動を営む生き物は人間しかいないわけで、だから経済分析を行うということは、おのずと人間にフォーカスするということになる。そこを見失ってしまうと、本当の経済学とは言えない、意味不明で難解でつまらない感じになってしまうわけですね。

浜 矩子

ドルがなければ夜も日も明けぬという状態から戦後はスタートしましたが、どんどん世の中がドルを必要としなくなる、一方でアメリカは借金がかさんでくるとなったら、ドルという通貨の価値が低下するのはもうごく自然の成り行きであって、合理性のある経済の力学に従って、最終的な落ち着き所を探しながら減価してきているというのが、ドルの戦後の歩みです。

——それは、やはり長い目で見れば止められないんじゃないかということですね。

それはもう当然の流れ。だから、むしろ今は政策要因によってそういう自然のパスから強制的に円、ドル関係は外されてしまっていると。本来歩むべき道とは違うところにちょっと回り道をさせられて、道草を食わされている。怖いのはその道草を食っているうちに、元の本来の方向に帰ることができないまま、超円安の奈落の底に落ちていくという恐れが結構強まってきたと思うので、それは大いに警戒しておかなければいけないことだと思いますけれども、ことドルの価値がどうなるかということに関する限りは、どんどん安くなっていくというのはもう自然の成り行きだと思いますね。

——浜教授は、アベノミクスへの批判者でもあるわけですが、民主党の菅直人氏は、実は円安論者だったんだと。民主党時代の経済政策というのは、どう見ておられましたか。

民主党時代の経済政策は、何者なのかが分からないうちに終わってしまったし、民主党の中の誰と話すかによって違うという側面がありました。けれども、鳩山由紀夫氏が総理大臣として行った第1回目の所信表明は、時宜を得た、時代をよく読んだものだったと思うんですよね。コンクリートから人へ、いたずらに量的な成長を求めず、というモチーフもそこに出ていた。21世紀に入り、ここまでの成熟段階を迎えた日本経済をいかにマネージしていくのか、そういう日本経済をどのようなイメージで受け止めるかということについて、かなりいい線をいっていたと思います。

——日本は、今は円安に向かっている。どこの国もみんな通貨安を追求していったら、最後はどうなるんでしょうか。

要は為替戦争の世界に突入していくということで、最下位争いですね。一番低いところに誰が一番早く到達することができるかという、最下位の新記録争いみたいな格好になっていく。でもこれは結局のところ勝者はいないというのが過去における為替戦争の経験です。疲れ果てるだけで、明らかな勝者をもたらさないままみんな擦り切れる。だから、為替戦争というのは非常に怖く愚かな行動であると言わざるを得ませんが、始まっちゃうと止められない。だからこそやり始めちゃだめなんです。最初に仕掛ける者も、今回の日本の場合は違いますけれども、背に腹は代

えられず自己防衛的にスタートすると、対向的に他の人も同じことをやり、自己防衛合戦をしている間に、互いに足を引っ張り合って奈落の底まで行っちゃうということになるわけですね。なかなかおぞましいことなので、特に日本のような経済の規模と成熟度を持っているものが、通貨安政策を追求するというのは非常にまずいですね。本当にそれしかない貧しい小さな国であればしょうがないし、そういう国が単独で自国通貨安を追求したところで、インパクトが世界中に及ぶわけではないけれども、あらゆる観点から考えて日本のような到達度の国の経済政策が通貨安を追求するというのは、まったく容認されてはいけない方向性だと思いますね。

——少し前にピケティが人気になりましたが、どう評価をされますか。

ピケティも非常に面白いと思いますが、このピケティ現象において最も面白いのは、あれだけ売れたということですよね。今日のグローバル市民たちの感性、彼らが漠たる脅威として受け止めていたことが実際に脅威、格差とか貧困をつくり出す時代状況があるということが書かれている。だから、みんなあんな巨大本でも買って読むわけで、そういう意味ではグローバルな市民たちの時代感覚のバロメーターとして、非常に面白い機能を果たした本だと思いますし、市民たちの感性はなかなかのものだということが証明されたと思いますね。そこが、一番面白いことだと思います。

——生存している方でも亡くなった方でも、日本の経済学者の中で評価をされている方はおられますか。

総合的にこれはという人はちょっとないですね。個別テーマについてこの人が言っていることはいいということは言えると思いますが、むしろそこに問題があるんじゃないかという気がしますね。つまり、アダム・スミスとかカール・マルクスなどは、経済活動というものを総合的、全般的にとらえて、まさに人間の営み

としての経済活動というものの全容をきちんとつかまえ、把握し語った。しかし、日本の経済学が1950～1960年代の後半ぐらいから、そういう感性がすごく弱まったことに問題があると思っています。それにはいろいろな理由がありますけれども、日本の場合は特にその辺から経済学が自然科学コンプレックスを持つようになったということが言えると思いますね。

——それはどういうことですか。

つまり自然科学は実験科学であり、実験でなくても数字を持って1つの答えに到達するというわけですが、社会科学全般、特に経済学というのは、事柄の性格上、正確に間違いなくデータ的にこのように検証される、結果はこれだというふうになかなか言えない。そこで、そんなものは科学ではないと言われたときに、まともに反論する、あるいはそういう批判を歯牙にもかけずやるべきことをやるというのではなくて、その自然科学や数学のまねごとをするという方向に、だんだん動いていった傾向がある。経済学って数学でしようとして若者たちが思い込んでしまうほどに、そういう計量的なものを志向する方向性が出てきて、そうするとやはり人を語らなくなってくるということがあり、そこから経済学のある意味では墮落が始まったと言っていいのかなと思いますが、そういう傾向が特に日本では顕著だったかなという気がしますね。

——あくまでも人を中心にした経済学ということが一番重要なものだと思っていらっしゃるということですか。

それはもう当たり前のことであって、経済活動を営む生き物は人間しかいないわけで、だから経済分析を行うということは、おのずと人間にフォーカスするということになるわけですね。そこを見失ってしまうと、本当の経済学とは言えないものになってしまうって、非常に意味不明で難解でつまらないという感じになってしまうわけですね。

—— 弁護士あるいは弁護士会について、ご意見をいただきたいと思います。

日弁連は今、この時代状況の中でとても頑張っておられると思うので、そこには最大級の敬意を表したいと思います。それをしっかり申し上げておいた上で、それこそ今言った経済学の自然科学コンプレックスと似たような意味で、弁護士会がビジネスコンプレックスを、持たないようにしていただきたいということを結構思いますね。

—— ビジネスコンプレックスとは？

ビジネスの世界にお役に立てなければいけないとか、いわゆるビジネス界の人々が求めるようなスピード感がないということにひるみを感じるとか、平和憲法を守ることにどういう経済価値があるかというような設問に答えねばいけないなどと、思わないでほしいということですね。実学の世界に対してコンプレックスやひるみを感じることなく、法律、法体系というもののの中における整合性を追求すると。そういう整合性の中に正義を見いだすという姿勢に、絶対的な揺るぎなき自信を持ち続けていただきたい。下手をすると、そういうビジネス的なものに擦り寄るためにはどうしたらいいとか、どういうふうにボキャブラリーを調整したらいいかと考えておられるのかなとすることがないわけではありません。それはまったく必要ないことなので、まさにこの経済学の自然科学コンプレックスと似たものの誘惑とか脅威に、負けることが絶対にならないようにしていただきたいと思いますね。

—— イギリスにおける司法の位置付けと、日本における司法の位置付け、あるいは弁護士の位置付けというのは少し違うものがありますか。

総じて言えば、イギリスの弁護士あるいは法律家に限らず、イギリス人はある意味では専門家、専門性という側面が前面に出るのを割合に嫌うような気が

する。あまり細かい、狭い範囲で専門家になるということが、人間としての深みとか広がりのおかげアンチテーゼとして嫌われるというか、頑張っている素人が好きみたいなのがイギリス人には多分にあります。要するにジェントルマンイズムというのは、あるアマチュアリズムと限りなく重なるところがあって、あまり特定のことがよくできる技術者とか商売人をちょっと嫌い、誰もが普通の人である感じが割合に好き。だから医者にせよ、弁護士にせよ、大学教授であるにせよ、そういう役割仮面をかぶる前に普通の人という感覚がある。警察官だって、日本だとおまわりさんはどこまでラッキョウの皮をむいてもおまわりさんで、普通の人というのがなかなか出てこない。

イギリス人はすぐ化けの皮がはがれるというか、みんな結局は普通の人というところがあります。そういう意味で肩の力が抜けている。アメリカの弁護士は、専門性の固まりという感じがするじゃないですか。逆に、それを取り除いたら何も無い。アメリカのビジネスマン、特に金融系のビジネスマンもそうです。イギリス人はそれより前に、普通の人であるということを求める。だから、アダム・スミスの経済観などにもそういうところがあります。普通の人々の常識的な感性で理解できないものは、どこかうさんくさいんじゃないのという感覚です。イギリスの経済学にも自然科学コンプレックス的なところは全くないわけではないのですが、日本ほどそう極端にはならなくて、数字は数字でこういう結果が出ているが、そこにある物語は何だろうということを考える感覚がちゃんと一応残っているのは、そういう役割仮面にとことん振り回されないというところかもしれません。

プロフィール はま・のりこ

同志社大学大学院ビジネス研究科教授。一橋大学経済学部卒業。1975年、三菱総合研究所入社。ロンドン駐在員事務所所長、同研究所主席研究員を経て、2002年より現職。専攻はマクロ経済分析、国際経済。

公開学習会「離婚における子どものケア～元子どもと臨床の立場から～」

両性の平等に関する委員会委員 和田 美香 (62期)

1 概要

2015年9月11日18時～20時、弁護士会館5階502会議室において、「離婚における子どものケア～元子どもと臨床の立場から～」をテーマに公開学習会を開催した。

両親の離婚が子どもたちにどのような影響を与え、その影響を最小限に抑えるために何が必要なのか、両親の離婚に直面した子どもたちが何を考え、何を望み、周囲の大人たちはどのように手を差し伸べることができるのか…。

学習会では、ご自身も両親の離婚によって父親との離別を経験し、現在は離婚家庭の子どもたちを支援する団体の代表を務める新川明日菜さん（NPO法人Wink理事長）と、子どもの臨床に長年携わっておられる酒井道子さん（慶應義塾大学病院小児科・臨床心理士）を講師に招き、それぞれに講演していただくとともに、パネルディスカッションを行った。

2 新川明日菜さんの講演

新川明日菜さんからは、ご自身の体験談（母親の4度の離婚と3度の再婚を経験、実父とは0歳で別居、15歳で初めて面会交流を行ったこと等）とNPO法人Winkの活動紹介を踏まえながら、「離婚家庭と子どもたち」をテーマに離婚家庭の子どもに必要なサポートについて講演いただいた。

親の離婚という大きな出来事に直面した子どもには一人でも悩みを聴いてくれる第三者の存在が不可欠であること、同じ経験をする仲間によるピアサポートの必要性、子どもにとって同居親の精神状態がなにより大切であり親の精神面を支えるサポートが必要であることについて、これまでに関わってきた親子の実例を挙げながらお話しされた。



3 酒井道子さんの講演

酒井道子さんからは、長年臨床の現場で離婚家庭の子どもたちに接してこられた立場から、「子どもの気持ちをどうやってとらえるのか」をテーマに講演いただいた。

両親が離婚したとき本人は幼かったから覚えていないはず…などということではなく、子どもには生まれた直後から周囲の人の感じていることや意図を感じ取る能力があること、両親が離婚に至るプロセスの中で、子どもが成長障害や愛着障害、チックや吃音、不登校等様々な形でサインを出すことがありこれは子どもの心の叫びであるということ、子どもが両親の関係について何も知らされないことによって現実以上に大きな不安を抱いてしまう可能性があること等について、具体的な臨床例を挙げて説明された。

また、離婚による影響から子どもを守るためには、子どもの声をよく聴くこと、言葉で説明するのが難しい幼い子どもの気持ちをいかに汲み取るかの重要性、信頼関係を構築し時間をかけて聴き取った子どもの気持ちを尊重することの重要性についても具体的な事案を交えてお話しされた。

4 パネルディスカッション

(1) 学習会の後半は、当委員会委員の中西俊枝弁護士をコーディネーターとして、パネルディスカッションを行った。

(2) 新川明日菜さんの発言の概要

- 子どもにとって両親が離婚するという事実自体が残酷ではあるがその点は仕方がない。両親のどちらを選ぶかについて、子ども自身が重荷に感じることはある程度やむをえない。それ以上に、離婚のプロセスの中で子どもが蚊帳の外に置かれたまま自分の意見や気持ちを聴いてもらえないことの方が辛い。
- 親を捨てていいのは子どもだけ。子どもの意見を聴いて尊重してほしい。
- (面会交流に躊躇する監護親に対して行っている働きかけとして) 監護親の過去の苦労をねぎらい、味方であることを伝えて信頼関係を築いている。両親の離婚によって自分の存在を否定してしまう子どもが多い現実を伝え、そうならないために非監護親との面会交流が大切であると伝えている。
- 子どもは成長とともに自分で親を判断できるようになるので、面会交流を躊躇する監護親にはその時まで(非監護親との面会交流を継続できるよう)頑張ってもらおう。
- 非監護親に対しては「どうか子どもに振り回されてほしい」と伝えている。
- 子どもに会えなくて辛い非監護親を支える存在も必要。それぞれが何を不安に感じているのかぶつけ合うことで、解決策が見つかることもある。
- 面会交流について家庭裁判所で取り決めたから終わりではなく、取決め後も、子の成長に応じて変更させていく必要がある。

(3) 酒井道子さんの発言の概要

- 親の離婚によって子どもに負担がかかったとしても、子ども自身が安心安全な環境に置かれれば、心身への影響は回復する。特に精神的に不安定になってしまった子に対しては、専門家への受診時期が早ければ早いほど回復に必要な時間も短くてすむので、受診することも選択肢

に入れてほしい。

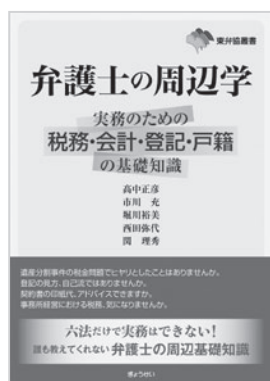
- (非監護親との面会交流について) 親子の関係を継続させることは大切であるが直接会うことだけが交流という運用は硬直的すぎる。子どもの声をしっかりと聴き、子ども自身の気持ちを尊重する必要がある。
- 非監護親に会いたくないという子どもの意見を「忠誠葛藤」などと画一的に評価することはナンセンス。子どもが非監護親に会いたくないというときにはその背景に複雑な事情がある場合が多い。多くの場合子どもは両親間の葛藤的状况を見て育ち、現在自分の安心安全を守ってくれるはずの監護親を傷つけない気持ちを抱くのは当然である。一方で親の感情とは別に非監護親に対して会いたい気持ちや会いたくない理由を抱えていることも多い。その気持ちのどちらも否定すべきではない。子どもの今の気持ちを丁寧に聴き取り、その時の気持ちに即した非監護親との出会い方を考えていくことが必要である。
- (現状の制度について) 子どもの声を聴くプロセスが不十分である。幼児や小学校低学年の子どもにも気持ちや意思がある。年齢にかかわらずもっと時間をかけて子どもとの信頼関係を構築して子どもの本当の声を聴き取る必要がある。その子どもにかかわっている専門家の意見にももっと耳を傾けるべきである。

5 最後に

この学習会全体を通して、講師のお二人がともに子どもの声を聴くことの重要性についてお話しされていたことが印象的だった。

学習会参加者からのアンケートでは、子の目線での話が聞けて良かった、10歳未満の子どもにももちろん意思があるという言葉に勇気づけられた、子どもの気持ちを尊重していきたい等の意見をいただくとともに、各講師の講演とパネルディスカッションのいずれでも良い評価をいただいた。

当委員会では、今後も引き続き離婚やDV、両性の平等に関する問題について、調査・研究を続け、当事者や支援者のみなさまに有益な情報を提供していきたい。



東弁協叢書

『弁護士の周辺学』

—実務のための税務・会計・登記・戸籍の基礎知識—

高中正彦, 市川充, 堀川裕美, 西田弥代, 関理秀 編著

ぎょうせい 3,000 円 (本体)

中央大学法科大学院教授
第一東京弁護士会会員

加藤 新太郎 (27 期)

弁護士であるあなたは、次の命題の正否を即答することができるか。①税理士に確定申告手続を依頼する契約には印紙の貼付が必要であるが、税務相談をするだけの契約には不要である (49 頁)。②相続登記では登記済証・登記識別情報は不要である (97 頁)。③相続人調査で、戸籍は判明しているが住所が分からない人については、戸籍の附票を取り寄せれば住所が判明する (145 頁)。④取引相場のない株式の評価をする場合には、大会社は類似業種比準法、中会社は類似業種比準法と純資産法の併用法、小会社は純資産法で評価するのが原則的な方法である (207 頁)。

法科大学院のゼミ生に尋ねてみたが、お手上げであった。しかし、彼らは恥ずかしいと思う必要はない。いずれも、法律学の周辺の問題だからである。これに対して、弁護士は、これが分からなければ、自分で調べるか、誰かに教えてもらうことになる。いずれにしても、そこで仕事が滞るが、誤りなく実務をこなすためには、この正否が分からなければならないからだ。つまり、周辺であっても、税務・会計・登記・戸籍は弁護士のテリトリーなのである。

弁護士が業務を適切に行うことは専門職としてあまりにも当然であるが、陥穽は実際に至る所にある。「すべきことをしないで、すべきでないことをしてしまう」のが過誤であるが、それには、①単純ミス (ケアレスミス) 型、②知識不足・技能不足型、③不誠実型の 3 類型がある。過誤対策はもちろんある。①③は執務姿勢・執務体制の問題でもあり、対策も属人的要素が強くなるが、②は、「上を見ればキリがなく、下を見ればアトが

ない」と心得て、OJT で知識を補い、技能向上に努めるという普遍的な対策をとればよい。つまり、「法令・法律事務の精通」(弁護士法 2 条)こそは、知識不足・技能不足型過誤に対する最適解なのである。過誤対応のみならず、執務のクオリティ (あるいは自己のセールスポイント) を決定するコアでもある。

しかし、「法令・法律事務の精通」といわれても、何をしたらよいものか、真面目な若手弁護士は困惑する。どうしたらよいのか。本書こそは、この切実な悩みを抱える若手弁護士に対する「かけがえのないギフト」である。弁護士が備えるべき汎用性ある知識として、税務 (第 1 章)、登記 (第 2 章)、戸籍 (第 3 章)、公正証書 (第 4 章)、会計、不動産・株式評価、社会保険 (第 5 章) を、懇切に語ってくれるのである。慈愛に満ちたボス弁のように、少し得意な気持ちを悟られないよう腐心しながら「これ知ってる」と教えてくれる気のよい兄弁、姉弁のように。それでは、本書は、中堅・ベテラン弁護士には無縁のものか。そうではない。なぜか。実は、本書の提供するインフォメーションが「今さら聞けないもの」揃いであるからだ。こっそり紐解くのがよい。

執筆陣のうち、高中正彦弁護士と市川充弁護士はボス弁世代、堀川裕美・西田弥代・関理秀の三弁護士は兄弁、姉弁世代だ。このバランスにより、本書が絶妙のハーモニーを奏でている。高中・市川、両弁護士にとっては、東弁協叢書最大のベストセラー『弁護士の失敗学』に続くヒット作になった。老いも若きも、座右に備えたい 1 冊である。

あっせん人列伝

第1回 吉岡 桂輔 会員(24期)



本センターの魅力あるあっせん人をご紹介します連載企画。第1回は本センターの設立から携わり、多くのあっせん事件を手がけている吉岡桂輔会員です。(聞き手：紛争解決センター運営委員会委員)

Q1 本センターの設立に携わられたそうですが、設立時の目的及び現在の状況についてお聞かせください。

センター設立当時は、当事者が自分で申し立てる少額事件等を想定していました。弁護士費用が払えず泣き寝入りするしかないような事件を、法律相談からセンターに案内していました。

現在では、男女関係や近隣トラブル等の一般民事だけでなく、医療・金融という専門分野にも利用が広がり、発展してきたと言えますね。

Q2 本センターのあっせんに向いているのは、どのような事案でしょうか。

早期解決をしたい事案。例えば再開発区域の立退交渉に本センターを利用して60日程度という早期の解決ができた事例があります。期日も遅くとも2週間以内に入りますし、現地調査に行ったり、フットワークが軽いのも良いところです。

それから、裁判所の判断に馴染まない事件。隣家の鳩小屋が臭いので撤去して欲しい、という請求も「よく清掃すること、網を設置すること」というあっせんならではの合意で双方が満足する解決ができた事例がありました。

また、セクハラ、不倫、喧嘩、その他不法行為事案の、加害者側からの申し立てにも便利です。適正な賠償金額で話をまとめたというケースで、裁判所に申し立てては角がたつこともありますが、本センターは話し合いの手続ということで、被害者の反応も和らぎます。

Q3 あっせんの際に心がけていることはありますか。

まず、当事者双方の気持ちを十分聴くことです。1時間でも2時間でも聴きます。話を聴いてくれたということで落ち着きがでてきて、怒りが収まるとだん

だん現実的にみるようになり、解決策の話に移ることができます。医療ADRでいうステップ1「対話の促進と相互理解」からステップ2「合意形成」へ、ですね。

もう一つ心がけなければならないことは、当事者双方の言い分を尊重するといっても、双方の主張を足して2で割るような解決は妥当ではありません。声の大きい人、要求の大きい人に有利になってしまいます。あっせん人として、事件のスジを把握し、自分なりに類似事案を調べるなどしたうえで、法的な知識を含めて解決法を示し、公正妥当な解決を目指しています。

Q4 利用者に向けて、一言お願いします。

当会会員が様々な紛争解決の手段を考えると、本センターを利用できないかどうか、一度、検討してみたいかがでしょうか？

これまでの実績は事例集*を見ていただけると、本日は話した以外にも、実に多様な事案が、しかも早期に解決されていることがお分かりいただけると思います。

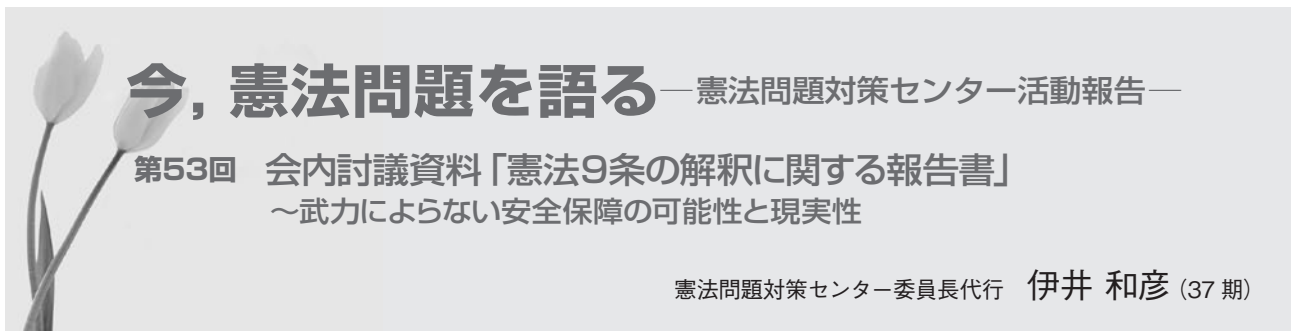
私も、過去に交通事故の刑事弁護で、本センターに申し立てて被害者との示談を成立させていただき、刑事判決に間に合った経験があります。

申し立てる側の弁護士に、この制度の有用性をぜひ理解していただきたいと考えます。

* 過去5年間に紛争解決センターで解決に至った事例をまとめたもの。2015年3月に発行し、現在は、弁護士会館4階の第一会員室で配布している。また、当会ウェブサイトの会員サイトでも閲覧できる。

吉岡桂輔会員プロフィール

1972年 弁護士登録。1993年 東京弁護士会副会長就任。
1994年 紛争解決センターの前身であるあっせん・仲裁センター設立に携わる。2004年 日本弁護士連合会ADRセンター委員長就任。2005年 日本弁護士連合会理事就任。2006年 東京弁護士会会長就任、日本弁護士連合会副会長就任。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第53回 会内討議資料「憲法9条の解釈に関する報告書」 ～武力によらない安全保障の可能性と現実性

憲法問題対策センター委員長代行 伊井 和彦 (37 期)

1 安全保障関連法の議論

戦後70年目にあたる今年2015年は、まさに日本国憲法に大嵐が吹き荒れ、立憲主義と憲法第9条が危機に瀕した1年であった。本年9月18日深夜に参議院の強行採決で成立した（手続に疑義はあるが）平和安全法制整備法と国際平和支援法（いわゆる安全保障関連法）は、これまで歴代政府が内閣法制局の見解の下に踏襲してきた「現行の憲法9条のもとでは個別的自衛権の行使はできるが集団的自衛権の行使はできない」という憲法解釈に反して、集団的自衛権の行使や自衛隊の海外における外国軍への弾薬・燃料の供与等の支援活動を広く認めるもので、そうであればこそ、弁護士会のみならず憲法学者や多くの市民からも、「憲法違反」「立憲主義違反」「恒久平和主義違反」等の多くの反対の声が全国を席卷した。

2 「武力による安全保障」は必然なのか

しかし、それら「憲法違反」「立憲主義違反」等の反対活動は当然だとしても、その議論に少し違和感を感じる人たちもいたのではないだろうか。それは、「自国の安全保障のためには武力が必要」ということが当然の前提とされ、それが個別的自衛権の範囲に留まるべきか、集団的自衛権の行使まで認められるべきか、という議論が当たり前のようにされていることに対してである。

本来、憲法9条は、自衛の名目の下に戦争が繰り返されてきた歴史を反省し、政府の行為によって再

び戦争の惨禍が起ることのないように（憲法前文）、戦争を放棄し、戦力不保持を宣言したのではなかったか。その憲法9条の理念からして、自衛隊やアメリカ軍の存在は認められるのか。自国の安全保障は、武力によらなければ本当にできないのか。武力の均衡と抑止力による平和は、本当に現実的なのか。

3 会内討議資料としての 「憲法9条の解釈に関する報告書」

憲法問題対策センター内の憲法問題研究部会では、上記の疑問を検討し、「憲法9条の解釈に関する報告書」をまとめた。内容的には、憲法9条を理念どおりに解釈して自衛隊やアメリカ軍駐留を違憲とし、武力に頼った安全保障こそ非現実的で、武力によらない安全保障の方策を検討し、提言している。もちろん、国民の8割が自衛隊の存在を認めている現在、自衛隊違憲論など何を今さらという意見もあるかも知れない。中国や北朝鮮の軍事的脅威があるにも拘らず、非武装論など絵空事だという批判もあるであろう。でも、現在の議論は、あまりにも安易に武力を肯定し過ぎてはいないだろうか。

そのような時期だからこそ、あえて憲法9条の理念の原点に戻った検討も必要と考え、憲法問題対策センターではこの部会の報告書を冊子にまとめ、会内討議資料として東弁会内に配布することとした。もちろん、東弁の意見ということではなく、あくまで一つの考え方の検討資料としてである。関連委員会や会派にも送り、会館の弁護士控室等にも置く予定なので、是非とも一度お手に取っていただきたい。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第12回 ILO駐日事務所でのインターンシップに参加して

男女共同参画推進本部委員 大和 加代子 (59 期)

応募・参加までの経緯

2014年1月から3ヶ月間、日弁連の制度で、ILO（国際労働機関）駐日事務所のインターンシップに参加した。当時私は2人の保育園児（6歳と2歳）を抱えており、しかも、2013年夏まで会社員である夫の留学に合わせて1年間の語学留学をした後、年度途中に職場復帰した都合で、下の子は最寄り駅から2駅離れた保育園に通っているという状態であった（ちなみに子供が別々の保育園に通っていると手間は倍になり、とても大変である）。

その状態でなぜ業務と余り関係ない内容のインターンに行ったのかといえば、職場に復帰したばかりで比較的工作に余裕があり、また折角苦労して語学学校に通ったのだから仕事で英語を使ってみたかったという程度の理由である。応募要領によるとTOEIC850点以上が要件となっており、若手が優先的に採用されるとのことだった。私の当時のTOEICのベストスコアは留学前に取得した840点であり、59期が若手に当たるのかどうか微妙であったが、迷っていても仕方がないのでとりあえず応募した。

このように考え抜いた末での応募とはとてもいえなかったが、無事に採用され、パートタイム（週に2.5日分）で参加することにした（したがって週の半分は事務所に出勤することが可能である）。

「ディーセント・ワーク」の概念に触れて

当時のILO駐日事務所の人員構成は、代表、次長、事務局長及び秘書がそれぞれ1名ずつ、研究、広報及びイベント等を担当する職員が2名、会計等の事務及び翻訳等を担当するパートタイム職員がそれぞれ

1名ずつであった。私が参加した際は、インターンが2人おり、2人で手分けして同一価値労働同一賃金に関するレポートの日本語訳を行いながら、ILOの重点課題である児童労働撲滅に関する講演のパワーポイント制作や、東日本大震災復興に関する国際シンポジウムの議事録作成、労働関連法制の改正についての報告書作成等、その時々が必要となる作業をしていた。

このように個人的な作業を進める日々であったが、一般的な日本の価値観や常識を前提としないレポートを読むことや、ILOの活動の主目標と位置付けられている「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の概念に触れることは、労働や日本社会についての考え方を見直す良いきっかけとなった。例えば、一般的に、共働きの夫婦間において夫の方の収入が多い場合、妻が家事も分担するのは公平である・もしくは仕方ないという考え方がありうる。しかし、同一価値労働同一賃金のレポートを翻訳する中で、このような考え方は女性の労働の価値が正しく評価されていないければ、そもそも前提に問題がある話になってしまうのではないかと、などと個人的に考えたりした。

また、ILO駐日事務所の職員は、全員日本人であったが（次長以外は全員女性）、皆さん国際経験豊かであり、こちらが希望すれば色々な人と会うチャンス را 設けて下さるし、日々接するうちに仕事に対する姿勢等から多くのことを学ばせていただいた。国際機関で働くことを検討している方だけでなく、これから留学を考えている方、私のように普段と違うことをやってみたいと思う方にも是非応募していただき、一人でも多くの弁護士にディーセント・ワークの概念を体感してもらいたいと思う。

刑弁でGO!

第64回

レポート

東京三会共同企画「模擬評議」 研修「模擬評議から検証する弁護戦略」

刑事弁護委員会研修員 須崎 友里 (67 期)
同 徳永 裕文 (67 期)

1 はじめに

2015年7月、東京三会共同企画として、「模擬評議」が2日間にわたり実施された。模擬といえども、現職の裁判官3名と一般市民から選ばれた裁判員役6名・補充裁判員役1名とで裁判体を構成する本格的な内容であった。

模擬評議では、普段は見ることができない評議室でのやりとりを見ることができ、今後裁判員裁判の弁護活動に臨むにあたって非常に参考になった。本稿では、その内容を共有したいと考え、その概要を報告する。

また、同年9月、「模擬評議から検証する弁護戦略」と題した東京三会合同の研修が開催されたので、あわせて触れる。

2 模擬裁判

1日目は模擬裁判からスタートした。事案は強制わいせつ致傷事件で、被告人が路上において被害女性に対して服の上から胸を揉むなどし、被害女性を転倒させて全治約5日間の左足打撲擦過傷の傷害を負わせたという内容である。被告人は事実を認めており、最大の争点は被告人を執行猶予付きの判決にすべきか否かであった。

前述のメンバーで構成された裁判体、そして弁護士と現職検察官が検察官役を、弁護士2名が弁護人役を務め、模擬裁判が進められた。冒頭陳述、書証の取調べ、被害者尋問、情状証人である兄の尋問、被告人質問、論告・弁論を行い、午前中で全ての審理は終了した。

今回の事案の特徴としては、犯情は重くない部類に属するが、一般情状が悪いというところにある。具体例としては、約3年前に迷惑防止条例違反(痴漢)で略式命令を受けていること、被害女性が強い処罰感情を有していること、情状証人として保釈期間中に同居している兄が出廷したものの、将来的に同居して監督するなどは考えていないと述べていること、さらには

被告人自身に真摯な反省態度が見られないことなどが挙げられる。

3 模擬評議

1日目の午後から、模擬評議に入った。

まずは、公訴事実の認定を簡単に行った後、本件の争点となる量刑の評議に進んだ。はじめに裁判長から量刑の考え方として、行為責任主義の説明がなされた。この考え方は、模擬裁判の前や昼食時など、評議に入る前から説明がなされていたようであった。

そして強制わいせつ致傷罪の法定刑を確認し、量刑検索システムに基づく量刑グラフについて説明がなされた後、量刑検索システムに登録されている同種の事件の中に、個別の事例として複数の事例が紹介されていた。

その上で、行為責任主義の考え方に従い、犯情について、論告及び弁論に記載された事実に基づき、その事実の存否、評価、その事実のグラフ上の位置づけについて議論がなされた。議論の中では、強制わいせつ罪の別の検索条件のグラフや、強姦致傷罪のグラフなども参考にしていた。

評議中、裁判長がペーパーを配って裁判員の考えを簡単に記入してもらっていたのが印象的だった。そのペーパーは、裁判所が事前に用意したものであり、犯情として、「犯行態様」、「被害結果」、「動機・経緯(非難可能性)」、一般情状として、「罰金前科」、「反省・50万円の弁償」、「兄が監督意向」が記載され、その事実が認められるか、及びその事実を考慮すべき度合いを3段階で評価するというものであった。このペーパーは事前に裁判所が作成していた都合上やむを得ないかもしれないが、論告・弁論からは、特に「反省」や「兄が監督意向」といった事実を検察官・弁護人双方が重視していないことは明らかであり、この点についてはもう少し論告・弁論からピックアップすべきではないかと感じた。

ところで、ペーパーを配布して考えを記入してもらうやり方について、9月の研修において裁判長役の裁判官がその趣旨を質問された際の説明によれば、裁判員それぞれが、裁判官や他の裁判員の意見を気にせずに自分の考えを述べられるように、また、話しやすい環境を作るために、ペーパーを配ることにしているとのことであった。裁判長によって評議の進め方は異なるが、ペーパーを配る裁判体もそれなりにあるようだった。

今回の模擬評議において注目すべき点は、犯情は重くないが、一般情状が極めて悪い事案で、裁判所・裁判員がどのような評議を行い、最終的にどのような判断を行うかという点であった。

評議の中で議論していく中で、犯情が重くないということは全員一致で確認されたが、一般情状をどう評価するかで意見は大きく割れた。

評議の大詰めでは、実刑とすべきとの意見が3人、執行猶予にすべきとの意見が5人（2日目に裁判員役の1名が体調を崩し、補充裁判員役が裁判員役に交代した。裁判長は結論については評議の途中では意見を述べなかった）であった。

実刑意見を述べた裁判員は、再犯可能性を重要視していたように思う。具体的には、「犯情は最も軽いとはいえない、基本的に執行猶予相当だが、再犯可能性が極めて高い」「保護観察付執行猶予もありうるが、自分の行為の重さについて自覚がないため、保護観察でも制限できないと考える。そうであれば、強制収容の必要がある」との意見などがあった。

また、「執行猶予判決を選択して被告人が再度罪を犯した場合に、後悔する」という意見もあり、執行猶予を付すことに躊躇している裁判員も居たのが印象的であった。

反対に、執行猶予が相当であるとの意見の中には、刑の均衡や、被告人が執行猶予判決を受けたことがないことに着目するものや、罰金から一足飛びに実刑になるようなことを被告人がしたのだろうか、という疑問から結論付けるものなどがあった。

結論として、判決は、懲役3年執行猶予5年、保護観察付という結果であった。最後まで実刑判決との意見を維持した裁判員も居たが、概ね保護観察を付する、執行猶予期間は最長、というところで折り合いをつけたような印象だった。

4 おわりに

今回の模擬評議は、弁論において主張すべき事実の選定の重要性を再確認できたこと、裁判員の忌憚のない意見、事実評価の仕方を知ることができ、また、裁判所が行為責任主義をどこまで貫くのかを確認できたことが非常に有意義な研修であった。

なお、弁護人として注意しておきたい点があったので、最後に紹介する。

評議の中では、量刑データベースを元に議論がなされていた。その中で、執行猶予判決となった具体的事例はどのようなものか、ということを確認する場面があった。

態様として悪質な事例（被害者が幼女かつ服を脱がせる、など）を紹介し、これにより裁判員らに「こんなに悪質な行為をしても執行猶予判決になっている」という印象を与える結果となった。裁判員はこの事例を目安に、量刑を考えざるを得ない。事例の選定次第で裁判員の印象が大きく左右されるため、裁判員を裁判官の考えに誘導することが可能となってしまうことが懸念される。

このことは、9月の研修において、検察官役を務めていた坂根真也弁護士（当会）より問題提起がなされ、出席していた裁判官との間で議論になった。裁判所の中でも意見が割れているところではあるが、量刑グラフでどのような事件がどのあたりに位置付けられるのかを理解してもらうために、具体的事例を示すことは多いようである。

今回の事案に限っては、どのような事例を紹介しても、おそらく多くは本件事案よりも犯情の悪い事例の紹介になったと考えられる。但し、他の事案であれば、事例の選択によっては、裁判所が結論を誘導する危険性があると言わざるを得ない。そのため、やはり、裁判所は個別事例の紹介ではなく、事例を抽象化して紹介するに止めるべきではないかと思われる。

現在の裁判所の運用に対して、弁護人としては、事件ごとに、どのようなグラフを用いるべきかを十分に検討し、弁論の中で、用いられるべき量刑グラフについて説明し、また、グラフ内での事件の位置づけについて説得的に語るべきである。

また、公判前整理手続の中で、評議で用いられるグラフについて議論したり、裁判所が紹介する事例の選定に関わっていくことも重要である。

このように、課題も見えた非常に有意義な研修であった。

第60回

行政機関内弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 小寺 悠介 (66期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は、行政機関内弁護士として、葛飾区に勤務されている海老原佐江子会員(66期)にお話を伺いました。

— 現在の勤務状況はどのようになっていますか。 —

総務課の法規担当係という職場で、非常勤の法規専門員として勤務しています。葛飾区では私が初めての弁護士職員です。係は私を含めて6名の職員で構成されており、私以外は全員、一般行政職の常勤職員です。勤務は週4日で、勤務時間は一般の職員と同様、午前8時30分から午後5時15分までです。

— 業務の内容はどのようなものですか。 —

区が当事者となる訴訟や民事調停などについて指定代理人となるほか、行政不服審査法上の不服申立てについて、弁明書や決定書等の起案を行っています。また、法規担当係では、各部署で業務上生じる様々な法律問題の相談に応じているのですが、私には、実際に紛争になっている案件や、紛争に発展する可能性が高い案件が集中して割り振られています。弁護士は紛争の見通しを踏まえたアドバイスが可能なので、特にその点で役立つことができているのではないかと考えています。ほかに、クレーム対応について職員に助言をすることや、交渉の場への同席、契約書など法律文書のチェック、条例や規則を制定・改正する際の審査も重要な業務です。

— 外部の弁護士との関わりはありますか。 —

葛飾区では、行政経験のある外部の弁護士に顧問になっていただいております。私や法規担当係の職員だけでは判断が難しい案件については、顧問弁護士に相談しています。その際、私は、所管課の職員と顧問弁護士との間に立って、事実関係や法的論点の整理を行い、顧問弁護士と現場の職員をつなげる役割を担っています。

その他には、私は東京弁護士会の自治体等法務研究部に

所属しており、業務上一般的によく生じる問題について他の弁護士の意見を聞いたり、他の行政機関内法曹有資格者と情報交換したりしています。

— 行政機関内弁護士の大変なところ、よいところはどのようなことですか。 —

行政機関も組織であるため、当然、組織人としての行動が求められます。具体的には、業務を進めていくうえでの報告・連絡・相談や、仕事をグループで円滑に進める協調性が求められます。経験が浅いながらも一人で考え、判断し、行動していた法律事務所時代に比較すると裁量は狭いと言わざるを得ません。しかし、一つひとつの業務の社会的影響力は大きく、法律事務所の弁護士とはまた異なるやりがいがあると思います。

— 行政機関内弁護士には何が求められますか。 —

地方行政の現場では、職員が、首長や住民の思いを汲み取って様々な政策を立案します。そしてそれらの政策を実現するために、地方公共団体には条例制定権や法令解释权などが与えられています。私は、所管課の政策的判断を尊重し、それを法的に支えるためにこれらのツールを使ってどうすればよいかを考えることに最大限の力を注ぐのが行政機関内弁護士の役割だと考えています。しかしながら、私は、専門職としての社会的責任を果たすことも重要だと考えます。それは法的に問題があると思えば、それは問題がありますよと周囲にきちんと伝えるということです。その意味で、完全に組織に同調するのではなく、常に専門職としての冷静な視点を失わないようにしなければならないと思っています。

— 行政機関内弁護士になった経緯は？ —

私は、弁護士になる前は政令指定都市の職員として勤務しており、地方公共団体の仕事に馴染みがありました。また、法科大学院の授業でも特に行政法が好きだったため、弁護士になった当初から、将来は行政機関において勤務しようと考えていました。司法修習修了後、小規模な法律事務所に1年半ほど勤務し、一般民事事件や中小企業法務などの業務に携わっていたところ、縁あって現在の職場に勤務する

葛飾区総務部総務課

海老原 佐江子 会員(66期)



ことになりました。

—— 行政機関内弁護士のやりがいとは？

公共のために働くことができることです。また、地方公共団体が関わる法的問題は社会的影響力が大きいものであることが少なくありません。その法的判断は議会やマスコミに常に注目されており、責任を感じます。

また、常に最先端の法律問題に接することができることです。地方公共団体が関わる法令等は数多く、変化の激しい社会に対応するために、日々、新たな法令が制定され、改正されています。今年の4月に施行された子ども・子育て支援法など、まだ誰も解説を出していない新しい法令の解釈が、すぐに現場で問題になることも多々あります。自らのリーガルマインドを頼りに解決を目指すというエキサイティングな経験を積み重ねることができるのが、行政機関内弁護士のやりがいだと感じます。

—— 職場のワークライフバランスはいかがですか。

私は非常勤職員であり、制度上、超過勤務がないため、定時には仕事を終えて帰宅しています。地方公共団体には繁忙期があり、忙しさや超過勤務の多さも職場や時期によってまちまちですが、多くの職員が様々な事情のもと働いており、民間企業と比較してもワークライフバランスへの理解は高いと感じます。

—— 弁護士業務との両立は可能ですか。

私は現在、非常勤の特別職公務員であるため、地方公務員法の兼業禁止規定の適用がなく、業務に支障のない範囲であれば、業務時間外に裁判などの弁護士業務を行うこともできます。私は、週1日の休務日（勤務を要しない日）に裁判所の期日を入れ、平日夜や土日に打ち合わせや起案を行って弁護士活動を継続しています。通常の民事事件であれば、両立することは十分可能ですし、事件処理の感覚を失わないようにするためにも、少数の事件を受任することのメリットは大きいと思っています。ただ、刑事事件については、被疑者国選事件を受任したことがありますが、時間に制約がある中でかなり大変な思いをしました。

—— 休務日は自由に設定できますか。

毎週決まった曜日が休務日になります。並行して弁護士業務を行う場合、自由に休務日を設定できると確かに好都合です。しかし、休務日が固定していることで、他の職場の職員が、私の出勤日がいつかを予め把握することができます。それを前提に、各職場において業務のスケジュールを策定できますから、休務日が固定した曜日になるのは仕方ないと思います。

—— 会費負担はどのようになっていますか。

会費は自己負担しています。私は、休務日に弁護士業務を行っているため登録を継続していますが、職員は法曹資格がなくても指定代理人として法廷に立つことができますので、弁護士登録を維持する必要性はありません。しかし、弁護士登録をすることによって、弁護士会等の研修に参加できたり、情報を入手できたりするというメリットもあります。

—— 会務活動はどうしていますか。

やはり、平日昼間に行われる委員会に参加することは困難ですので、委員会を夜に開催したり、委員会への出席以外の方法でも義務の履行とみなしたりするなど、インハウスロイヤーへの配慮を期待しています。

—— 行政機関内弁護士に興味のある方へメッセージをお願いします。

地方公共団体の職員は皆、住民のためを思って仕事をしており、私も同じです。弁護士というと、公権力から人権を守る仕事であるというイメージが強いかもしれませんが、日々法令の執行を行う行政機関に弁護士が関わることで、より適正な行政運営が期待できます。その意味で、行政機関内弁護士も、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する使命を担う存在であることは変わりありません。

また、地方公共団体の仕事は、自らの地域の将来像を描く創造力、それを実現していく企画力やコーディネート力が求められる、非常にクリエイティブなものです。弁護士にとっても非常にチャレンジングな分野ですので、興味のある方は、ぜひ、門を叩いてみていただきたいと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

36期(1982/昭和57年)

自由闊達の修習時代

会員 安田 隆彦 (36期)



私は修習36期なので、研修所は湯島時代、修習期間も2年で（1982年4月から1984年3月）、給費制の時代である。民事弁護教官は、上席教官で後に最高裁判事に就任された遠藤光男会員（7期）であられ、格調高い講義を拝聴することができ、とても幸運であった。クラス（2組）のまとまりも素晴らしく良かった。

さて、私の実務修習地は、大阪であった。縁もゆかりもなく、住むのは生まれて初めての関西、修習当初は緊張していた。しかし、関西弁の威力はすさまじく、すぐに感染して、私を含む関西以外の出身の修習生もみな関西弁になっていた。修習は検察・弁護・民事裁判・刑事裁判の順番であった。司試合格者が450人足らずの期であったため、大阪配属の修習生も合計40人程度で、それを2班（A班・B班）に分けていた。私の所属したA班は、検察修習から始まったので、とてもまとまりが良く、皆がすぐ仲良くなった。大阪という地は、最高裁のお膝元東京からも離れており（大阪は東京への対抗意識もあってか？）、大変自由闊達であった。今の修習生の人から見たら、信じがたいような経験の連続だった。公式のイベントもとてもバラエティに富んでいておもしろかった。例えば「列車（電車）試乗」というのが2つ（国鉄と私鉄）もあって、そのうちの1つは、修習生が運転席で（プロの運転手の介添えがあるとはいえ）自ら運転を試みるというものだった。しかし、無免許運転（？）ゆえか、マスコミで少々話題にな

ってしまい、その後中止になったといういわく付きのものもあった。また、関西らしく、本場の宝塚歌劇を鑑賞して、隣のホテルでテーブルマナーを学びながらのフランス料理の会食をするという信じられないような企画もあった。私的なイベントも多く企画して開いた。

当時は、検察官不足の時代で、進路未定などと記載していると、検察庁では是非検察官に！と勧誘もすごく、私も「未定」と書いていたので、検察修習では特別扱いを受けた。例えば、特捜部の賄賂事件の取り調べをさせてもらったり、重罪の放火事件の取り調べをしたりするなど、まるで新米検事ながらの経験をさせてもらった。弁護修習では、4人の弁護士が対等のパートナーで、勤務弁護士は1人という少々珍しい形の共同事務所に配属された。そのため、実際には4人（否、5人）の弁護士全員に指導を受けたので、民事刑事を問わず、多くの事件を経験できた。そのうちのおひとりが、後に最高裁判事に就任された田原睦夫弁護士（21期・大阪弁護士会）であった。これまた運だけであった。このように、私は、本当に超一流の教官や先生方に恵まれ、幸運の限りであった。しかし、誠に不肖の弟子である。

最後に、私は修習期間をせめて1年半くらいにし、給費制に戻すべきだと痛感している。もちろん、実現が難しいことは重々承知しているが、充実した修習は、生涯の至宝になると思うので、今後も修習制度の見直しや改革を期待したい。



2015年を振り返る

会員 太田垣 佳樹

0 はじめに

年内最後のリレーエッセイを担当することになったので、気の向くままに2015年を振り返ってみようと思う。

1 ゴルフ始めました

今年は公私ともに大きな変化があった。プライベートでは、5月にゴルフを始めたのが大きな変化だった。重い腰を上げてレッスンに通い始めたのだが、いざやってみると純粋に楽しいし、何より、思っていた以上に人との繋がりが出来たことに驚いた。

ゴルフを通じて研修合宿などで先輩方と交流を深められたことは新人の私にとって大変有り難かったし、練習のために大学時代の友人と一緒にコースを回ったことで彼らとの時差（彼らは5年以上早く社会人になった）を縮められた気がしたのも、また有意義であった。夏の帰省の際には定年間近の父親とコースを回ったが、この時は、成人して一緒に酒を飲み交わした時と似た喜びがあった。

今後、お誘いいただいた諸先輩方に感謝しつつ、未永く怪我なく、色々な方とプレーしていければと思う。

ちなみに私の父方の実家は鳥取の吉岡温泉という場所にあるのだが、その温泉街から車で10分の範囲には、ゴルフ場が2つもある。このことの魅力に気付けたことも、今年の1つの収穫であった。肉も魚も美味しい地域なので、会員の皆様が挙げて訪れていただければ幸いである。

2 養子縁組しました

昨年8月のことになるが、私は、養子縁組を行い旧姓の「澤田」から改姓した。今思い出しても名義変更や印鑑の変更の手続きはとても煩雑であった。

「太田垣（おたがき）」という姓は比較的珍しく、日弁連HPによると、日本で同姓の弁護士は他に居な

いらしい。特に東京では珍しいらしく、1月の執務開始以来、裁判所も含めて数え切れないほど電話口で名前を間違えられたことは、今年の感想の1つである。

というわけで、これからの弁護士としての活動の中で、良い意味で知名度を上げ、全国の方々に聞き間違えられないようにするというのが、来年以降の私の小さな野望だったりする。（滑舌を鍛えれば良い、という指摘は心が痛むので控えてくださると助かる。）

3 執務開始から1年

私の事務所ではアソシエイトが複数のパートナーと事件を担当することもあり、この1年間で様々な分野の事件に携わった。雑多に経験を積んできた、という感覚である。

同期の中には特定の専門分野で数多くの案件を処理している弁護士も多く、隣の芝生を青く感じたことも何度かあったが、今のところ、「色々なことを知りたい」というタイプの私にとってはこの働き方が合っているように思っている。

今後もこのまま“広く深く”経験を積み、クライアントと事務所にとって使い勝手のよい弁護士になっていきたい。

4 今後の抱負

読み返すとあまり仕事の話を書いていないが、実際の生活は仕事に追われ悪戦苦闘する毎日である。執務開始初日と比べればやれることは多くなったものの、普段の業務ではまだまだ自分の未熟さを思い知らされることが多い。

仕事面では、とにかくしっかり丁寧に目の前の業務に取り組むこと。プライベートでは、人との繋がりを大切にすること。

これらを積み重ねて、1年目の成長よりもさらに大きく成長するのが、来年の抱負である。

『映画きかんしゃトーマス 勇者とソドー島の怪物』

2014 年／ロブ・シルベストリ監督作品

凄いぞ。トーマス。

会員 神永 矩誠 (64 期)



© 2015 Gullane (Thomas) Limited.

2001 年の秋、当時高校生だった私は『ワイルド・スピード』（2001 年／米／ロブ・コーエン監督）という映画を見た。ロサンゼルスを舞台にしたストリートレーサーたちを題材としたカーアクション映画だ。この映画を見た私は、カッコいい車に乗りたいと思えばスポーツカーの雑誌を買い、自動車免許も在学中に取得して車に乗るなど、少し変わった高校生活を送っていた。また、同作に出演するポール・ウォーカーのようなイケメン俳優になるには、どのようにしたら良いかと真剣に考え、まずは鼻を高くしようと、夜な夜な鼻を引っ張っていたのは私だけの秘密である（これが功を奏し、少しだけ鼻が高くなった私は、私には不釣り合いなほど素敵な奥さんと結婚することができた。きっとこのお陰に違いない）。また、同作に出演するヴァイン・ディーゼルのようなムキムキにもなりたく、通販でベンチプレスを購入して筋トレに明け暮れたのが、2002 年の高校 2 年生の春だった（当時は“シックスパック”という状態だったが、その後は肘を痛め、柔らかなお腹となり、横線だけが残った）。同作のシリーズは第 7 作まで続き（2015 年／米／ジェームズ・ワン監督）、第 7 作で車がパラシュートを付けて空を飛んでいるのを見て度肝を抜かれた（撮影のために本当に車を飛ばしたことを最近知り、更に度肝を抜かれた）。それだけに、ポール・ウォーカーが 40 歳で亡くなったことは、本当に残念でならなかった。

この他にも、14 歳の秋に『マトリックス』（1999 年／米／ラリー・ウォッシュスキー監督）を見て頭を

鍛え、18 歳の夏に『マトリックス リローデッド』を見て頭から煙が出る経験をし、16 歳の冬に『オーシャンズ 11』を見てブラッド・ピットに憧れ、20 歳の冬には『Mr. & Mrs. スミス』（2005 年／米／ダグ・リーマン監督）を見てアンジェリーナ・ジョリーに胸を焦がし、そんなブラピとアンジーが交際をしていると聞いたときは、ブラピをけり飛ばしてやりたくなった。振り返れば、これまでに多くの映画をみて、驚き、悩み、感動し、ときには涙し、（筋トレもしたし、）映画をとおり、文字どおり心身ともに成長したと思う。

ここまで読んでいただけた方は、「トーマスはどうした！」と思うかもしれない。掲げたトーマスの映画は、トーマスが謎の巨大な足跡を発見し、やがて奇妙なものに遭遇するという話なのであるが、これに限らずトーマスの映画は、どれも秀逸である。実は、私には 1 歳の子供がいるが、ワンパクの盛りで、ジッとしていることが珍しい子なのである。そんな子供が、ここまでの筆を進める間、ずっと私の膝の上にいたのである。キーボードを触るなどのトラブルが起きてもおかしくない状況だが、ここまで何のトラブルもなく筆を進めることができた。ではなぜ何のトラブルも起きなかったか。それは、モニターの右側で原稿の Word、左側でトーマスの DVD が流れているからだ。うちの子供を静かにさせるなんて中々侮れない機関車だ。

子供とトーマスの映画に関することなど、書きたいことは山盛りなのだが、紙面が尽きたのと、トーマスが終わってしまったので、筆をおきたいと思う。

沖縄県知事による公有水面埋立承認の取消しに関する会長声明

1 翁長雄志沖縄県知事は、2015年10月13日、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項に準用される同法第4条第1項に基づき、2013年12月27日付けで沖縄防衛局が受けた普天間代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認（以下「本件承認」という。）を取り消し、沖縄防衛局に対して通知した。

2 本件承認の取消処分理由は、①普天間飛行場代替施設を沖縄県内に建設せねばならないこと及び県内では辺野古に建設せねばならないことについての実質的な根拠が乏しく、「埋立ての必要性」を認めることができないこと、②埋立対象地は、自然環境の観点から極めて貴重な価値を有する地域であって、埋立てが実施されると現況の自然への回復がほぼ不可能となり、埋立対象地に普天間飛行場代替施設が建設された場合、新たに騒音被害の増大が住民の生活や健康に大きな被害を与える可能性があること、③全国の在日米軍専用施設の73.8%を抱える沖縄県において、米軍基地の固定化を招く契機となり、基地負担についての格差や過重負担の固定化に繋がることから、公有水面埋立法第4条第1項第1号の要件を充足していないこと、並びに、環境保全措置は問題の現況及び影響を的確に把握したとは言い難く、これに対する措置が適正に講じられているとも言い難いこと、その程度が十分とも認め難いことから、同条同項第2号の要件も充足していないというものである。

本件承認の取消処分は、2015年7月16日付けで「普天間代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会」が行った、本件承認手続には「法律的瑕疵がある」旨の検証結果報告を踏まえたものである。

3 これに対し、沖縄防衛局は、同年10月14日、国土交通大臣に対し、本件承認の取消処分は違法であることなどから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2に基づき、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により当該取消処分を取り消す裁決を求める審査請求、及びそれに対する裁決があるまで取消処分の効力を停止するとの決定を求める執行停止の申立てを行った。しかし、行政不服審査法は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」ものである（同法第1条）。本件

承認取消処分にかかる紛争は、国と普通地方公共団体の関係いわば行政機関相互の関係にかかわる問題であるところ、地方自治法は、国と地方公共団体が対等・協力の関係にあることを前提とし、その紛争解決の手続について、国の関与の制度を設け、大臣による是正指示（地方自治法第245条の7）、国地方係争処理委員会による審査（同法第250条の13）、国の関与に関する訴えの提起（同法第251条の5）、都道府県の不作為に関する国の訴えの提起（同法第251条の7）等を定めている。そうすると、本件承認取消処分にかかる紛争について、国の機関が、「一般私人と同様の立場」で「審査請求をする資格を当然に有する」などとして行政不服審査法による手続を進めることは、上記の行政不服審査法の目的を逸脱するうえ、事実上、国土交通大臣の判断をもって沖縄県知事の判断に代えるもので、地方自治法が定める手続を回避する不服申立と言わざるを得ず、地方自治の本旨に悖るものであるから、慎重であるべきである。

4 日本弁護士連合会の、2013年11月21日、「普天間飛行場代替施設建設事業に基づく公有水面埋立てに関する意見書」、及び2015年10月13日、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立ての承認の取消しに関する会長声明」からも、本件承認には、法律的な瑕疵が存在し、瑕疵の程度も重大であり、沖縄県知事による本件承認の取消しは、法的に許容されることを指摘している。

また、当会は、1997年以来、毎年、沖縄米軍基地にかかわる被害・人権侵害等の状況について訪問調査を重ね、辺野古の現地視察や宜野湾市、名護市等からの聞き取りを行い、あるいは沖縄米軍基地をめぐる問題に関するシンポジウムを開催するなど、国による普天間飛行場代替施設建設事業が実施された場合の自然環境や住民の生活への影響、過剰な基地負担の固定化による被害等について調査研究を重ねてきた。

こうしたこれまでの経緯を踏まえたうえで、本件承認手続についての検証結果、自然環境の保全、住民の生活への影響、そして沖縄県民の意思などに鑑みれば、本件承認の取消しという沖縄県知事の判断には十分な理由がある。

よって、当会は、国に対し、かかる沖縄県知事の判断を尊重し、工事の続行をしないことを求めるものである。

2015年10月19日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

法律学

『法廷に立つ科学』 Jasanoff, Sheila / 勁草書房

外国法

『ヴァイマル憲法とヒトラー』 池田浩士 / 岩波書店
『動産債権担保 比較法のマトリクス』 池田真朗 / 商事法務
『在日』の国際家族法とその本国法を考える』 趙慶済 / 日本加除出版
『欧州連合 (EU) 民事手続法』 法務省大臣官房司法法制部 / 法曹会
『米国税務会計基準の実務 第8版』 長谷川茂男 / 中央経済社

公法

『公法の観念』 Loughlin, Martin / 勁草書房

憲法

『入門・安全と情報』 山本龍彦 / 成文堂
『同性愛と同性婚の政治学』 Sullivan, Andrew / 明石書店
『ジェンダーと自己実現』 広岡守穂 / 有信堂高文社
『配偶者暴力等に関する保護命令事件における書記官事務の研究 補訂版』 司法協会
『解釈改憲＝大人の知恵』という欺瞞』 今井一 / 現代人文社
『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』 木村草太 / 晶文社
『人権擁護の最前線 日弁連人権擁護委員会による人権救済』 日本弁護士連合会人権擁護委員会 / 日本評論社
『ネット社会と忘れられる権利 個人データ削除の裁判例とその法理』 奥田喜道 / 現代人文社
『プライバシー権の復権 自由と尊厳の衝突』 宮下紘 / 中央大学出版部

国会法・議会制度

『代表の本質と民主制の形態変化』 Leibholz, Gerhard / 成文堂
『二院制論 行政府監視機能と民主主義』 木下健 / 信山社
『一人一票訴訟上告理由書』 升永英俊 / 日本評論社

行政法

『行政救済法 第2版』 高木光 / 弘文堂
『行政救済法のエッセンス 第1次改訂版』 櫻井敬子 / 学陽書房
『最新開発許可制度の解説 第3次改訂版』 開発許可制度研究会 / ぎょうせい
『日本人の景観認識と景観政策』 土岐寛 / 日本評論社
『道路構造令の解説と運用 改訂版[2015]』 日本道路協会 / 日本道路協会
『平成26年改正建築士法の解説』 盛山正仁 / 大成出版社

警察・消防法

『注釈銃砲刀剣類所持等取締法 第2版』 大塚尚 / 立花書房

『入門図解最新はじめての消防法』 三修社

防衛法

『安全保障とは何か (シリーズ日本の安全保障1)』 遠藤誠治 / 岩波書店
『日米安保と自衛隊 (シリーズ日本の安全保障2)』 遠藤誠治 / 岩波書店
『立憲的ダイナミズム (シリーズ日本の安全保障3)』 遠藤誠治 / 岩波書店
『沖縄が問う日本の安全保障 (シリーズ日本の安全保障4)』 遠藤誠治 / 岩波書店

税法

『国際課税の基礎知識 9訂版』 川田剛 / 税務経理協会
『会則・規則類集』 東京税理士会
『税金ガイド 27年版 英和対照』 川田剛 / 財経詳報社
『図解&条文解説税理士法 平成27年最新版』 近畿税理士会 / 清文社
『外国人及び外国企業の税務の基礎』 山脇康嗣 / 日本加除出版
『Q&A都市農地税制必携ガイド』 柴原一 / 清文社
『破産・再生・組織変更 第8次改訂』 柳沢義一 / ぎょうせい
『図解+ケースでわかるM&A・組織再編の会計と税務』 小林正和 / 中央経済社
『合併・分割 第8次改訂』 寺西尚人 / ぎょうせい
『増資・減資 第8次改訂』 川尻慶夫 / ぎょうせい
『設立・解散 第8次改訂』 坂本一 / ぎょうせい
『小規模事業者が突然の相続であわてないために』 白坂博行 / 大蔵財務協会
『Q&A105新時代の生前贈与と税務 平成27年改訂版』 坪多晶子 / ぎょうせい
『印紙税ハンドブック 平成27年10月改訂』 上願敏来 / 納税協会連合会
『国際取引の消費税QA 5訂版』 上杉秀文 / 税務研究会出版局
『外形標準課税制度の実務解説』 掛川雅仁 / 新日本法規出版

民法

『日本民法学の新たな時代』 高翔龍 / 有斐閣
『民法論集 第10巻』 星野英一 / 有斐閣
『私道の調査・評価と法律・税務 新版』 黒沢泰 / プログレス
『非典型担保法の課題』 道垣内弘人 / 有斐閣
『民法 (債権関係) 改正法案のポイント解説』 東京弁護士会法曹親和会 / 信山社
『Q&A要綱に基づく民法 (債権法) 改正が不動産取引に与える影響』 深沢綜合法律事務所 / 大成出版社
『欠陥住宅裁判実戦・実録』 新家守 / 一粒書房
『不法行為法の立法的課題 (別冊NBL155)』 現代不法行為法研究会 / 商事法務
『活動状況報告 2015年度上半期』 自動車製造物責任相談センター / 自動車製造物責任相談センター
『親族法相続法講義案 7訂補訂版』 司法協会

『離婚・内縁解消の法律相談 第3版』 山之内三紀子 / 青林書院
『簡易算定表だけでは解決できない養育費・婚姻費用算定事例集』 森公任 / 新日本法規出版
『Q&A成年後見実務全書 2 法定後見2』 赤沼康弘 / 民事法研究会
『相続相談 法律税務の実践対応』 山名隆男 / 清文社
『新しい相続法制の行方』 平田厚 / 金融財政事情研究会
『遺言法体系 補訂版 1』 蕪山巖 / 慈学社出版
『遺言モデル文例と実務解説』 満田忠彦 / 青林書院
『これで解決! 困った老朽貸家・貸地問題 第3版』 坪多晶子 / 清文社
『境界確認・鑑定の手引 改訂版』 北條政郎 / 新日本法規出版
『信託&一般社団法人を活用した相続対策ガイド』 岸田康雄 / 中央経済社
『逐条解説不動産特定共同事業法』 松本岳人 / 金融財政事情研究会
『マンション管理・改修ガイドブック』 佐藤貴美 / 大成出版社
『マンション建替法の解説 改訂』 マンション建替法研究会 / 大成出版社

会社法

『非公開会社のためのやさしい会社法』 高田剛 / 商事法務
『新会社法エッセンス 第4版補正版』 宮島司 / 弘文堂
『平成26年改正会社法のポイントと実務』 改正会社法研究会 / 財経詳報社
『会社法3 第2版 (新基本法コンメンタール) 3』 奥島孝康 / 日本評論社
『海外子会社管理の実践ガイドブック』 有限責任監査法人トーマツ / 中央経済社
『法務リスク・コンプライアンスリスク管理実務マニュアル』 阿部井窪片山法律事務所 / 民事法研究会
『内部統制システムの法的展開と実務対応』 大塚和成 / 青林書院
『改正会社法で変わるファイナンス・M&Aの実務』 中村慎二 / 中央経済社
『株式・種類株式 第2版』 戸嶋浩二 / 中央経済社
『株式・種類株式 第2版』 神崎満治郎 / 中央経済社
『立場別・ステージ別ストック・オプションの活用と実務 第3版』 税理士法人AKJパートナーズ / 中央経済社
『コーポレートガバナンス・コードの実務』 沢口実 / 商事法務
『監査等委員会設置会社の活用戦略』 日比谷パーク法律事務所 / 商事法務
『会計規制の研究』 大石桂一 / 中央経済社
『スクイーズ・アウトの法務と税務』 松尾拓也 / 中央経済社

刑法・刑事法

『佐伯千仞著作選集 第4巻 刑事法の歴史と思想, 陪審制』 佐伯千仞 / 信山社出版

『刑事不法論の再構成』 振津隆行／成文堂
『刑法各論講義 第6版』 前田雅英／東京大学出版会
『デジタル証拠の法律実務Q&A』 高橋郁夫／日本加除出版
『犯罪統制と空間の社会学』 山本奈生／ミネルヴァ書房
『矯正医療』 法務省矯正局／矯正協会

司法制度・司法行政

『検事もやまばなし』 廣瀬哲彦／司法協会
『無名戦士の墓 新装版』 岡村親宜／学習の友社
『不祥事防止マニュアル』 日本弁護士連合会
弁護士職務の適正化に関する委員会／日本弁護士連合会
弁護士職務の適正化に関する委員会
『リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像』 森勇／中央大学出版部

訴訟手続法

『実戦民事訴訟の実務 第5版』 升田純／民事法研究会
『訴訟の技能 会社訴訟・知財訴訟の現場から』 門口正人／商事法務
『民事訴訟の理論と実務』 三好一幸／司法協会
『手続保障論集』 本間靖規／信山社
『要件事実民法 第4版 6 法定債権』 大江忠／第一法規
『民事再生法（新基本法コンメンタール）』 山本克己／日本評論社
『接見交通権マニュアル 第16版』 日本弁護士連合会
接見交通権確立実行委員会／日本弁護士連合会
接見交通権確立実行委員会
『刑事弁護Frontier 季刊刑事弁護新人賞全作品（2004-2015）』 現代人文社
『裁判員裁判の評議デザイン』 三島聡／日本評論社

少年法

『司法福祉入門 第2版増補 非行・犯罪への対応と被害者支援』 伊藤富士江／Sophia University Press
上智大学出版
『非行少年の立ち直り支援』 廣井いすみ／金剛出版
『ファンタジーマネジメント “生きづらさ”を和らげる対話術』 小栗正幸／ぎょうせい

経済産業法

『ネット炎上対策の教科書』 小林直樹／日経BP社
『ビジネスを促進する独禁法の道標』 池田毅／レクシスネクシス・ジャパン
『持株会社の運営・移行・解消の実務』 新日本有限責任監査法人／中央経済社
『中小企業法律支援ゼナリスト養成講座』 資料 [平成27年度後期] 平成27年度 東京弁護士会
中小企業法律支援センター／東京弁護士会
中小企業法律支援センター
『中小企業経営者のための事業の「終活」実践セミナー』 LM法律事務所／清文社
『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすの

か』 除本理史／ミネルヴァ書房
『原子力損害賠償制度の成立と展開』 小柳春一郎／日本評論社
『MSAにおける第三者委員会の理論と実務』 白井正和／商事法務
『金融商品取引法 第3版 資本市場と開示編』 中村聡／商事法務
『金融商品取引被害救済の手引 6訂版』 日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会／民事法研究会
『コモディティ取引のすべて』 可児滋／日本評論社
『Q&A市街地近郊土地の評価 改訂版』 松本好正／大蔵財務協会
『Q&A過払金返還請求の手引 第5版』 名古屋消費者信用問題研究会／民事法研究会
『年次報告書 平成26年度』 日本貸金業協会

知的財産法

『知的財産法入門 第15版』 土肥一史／中央経済社
『プロダクトデザイン保護法』 富宅恵／日本加除出版
『新・不正競争防止法概説 第2版』 小野昌延／青林書院
『進歩性規定法判断の実務』 高橋淳／レクシスネクシス・ジャパン
『実務詳説商標関係訴訟』 高部眞規子／金融財政事情研究会
『著作権法入門 2015-2016』 文化庁／著作権情報センター

交通法

『踏切事故はなぜなくなるのか』 安部誠治／高文研

労働法

『有期労働契約締結・更新・雇止めの実務と就業規則 改訂版』 高仲幸雄／日本法令
『訴訟リスクを劇的にダウンさせる就業規則の考え方、作り方。』 堀下和紀／労働新聞社
『職場における受動喫煙防止対策の手引』 労働調査会／労働調査会
『よくわかる！ ストレスチェック制度の業務フローと実務』 ウエルフルジャパン／日本法令
『Q&Aストレスチェック実施ガイド』 小笠原六川国際総合法律事務所／清文社
『労働組合法・労働関係調整法 6訂新版』 厚生労働省労働担当参事官室／労務行政
『経営者の労働災害防止責任安全配慮義務Q&A』 中央労働災害防止協会

社会福祉法

『最新版介護ビジネス進出の実務と手続きのすべて』 大内俊一／日本実業出版社
『障害者総合支援法事業者ハンドブック 2015年版指定基準編』 中央法規出版
『高齢者福祉施設の夜間火災時の防火・避難マニュアル』 日本防火技術者協会／近代消防社
『障害者総合支援法事業者ハンドブック 2015年版報酬編』 中央法規出版

『精神障害者の経済的支援ガイドブック』 青木聖久／中央法規出版
『大人の発達障害と就労支援・雇用の実務』 田中健一／日本法令
『事例でみる生活困窮者』 社会的包摂サポートセンター／中央法規出版
『生活困窮者自立支援ハンドブック』 岡部卓／中央法規出版
『子どもをめぐる法律問題専門講座』 資料 平成27年度 東京弁護士会
弁護士研修センター運営委員会／東京弁護士会
弁護士研修センター運営委員会
『乳幼児虐待のアセスメントと支援』 青木豊／岩崎学術出版社

薬事法

『薬害肝炎裁判史』 薬害肝炎全国弁護団／日本評論社

環境法

『これは廃棄物？ だれが事業者？ お答えします！ 廃棄物処理』 龍野浩一／第一法規
『環境法政策の発想』 北村喜宣／レクシスネクシス・ジャパン
『アスベストに奪われた花嫁の未来』 北穂さゆり／アットワークス
『環境リスク管理の法原則』 藤岡典夫／早稲田大学出版部

社会保険法

『厚生年金基金解散手続&退職金制度の見直し』 宮原英臣／日本法令

教育法

『事例から学ぶ「養護教諭のヒヤリ・ハット」アレルギー編』 養護教諭ヒヤリ・ハット研究会／ぎょうせい
『近代公教育の陥穽（おとしあな）「体罰」を読み直す』 鈴木麻里子／流通経済大学出版会
『スポーツ法務の最前線』 エンターテインメントロイヤーズネットワーク／民事法研究会

国際法

『日韓交渉 新装新版 請求権問題の研究』 太田修／クレイン
『国際違法行為責任の研究』 萬歳寛之／成文堂
『国際経済法』 松下満雄／東京大学出版会
『テロ・誘拐・脅迫海外リスクの実態と対策』 加藤晃／同文館出版
『海外進出のしかたと実務知識 改訂版』 軽森雄二／中央経済社
『わかりやすい入管手続 第3版』 入管協会／入管協会

医学書

『Electrocardiography A to Z 心電図のリズムと波を見極める』 清水渉／日本医師会

一般書

『ドローン・ビジネスの衝撃』 小林啓倫／朝日新聞出版